

令和3年度 中小企業主要融資・助成制度一覧表

・ 島根県 商工労働部 商工政策課

令和3年4月1日時点

名称	融資（助成）対象者	資金（助成金）用途	貸付（助成金）限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 （窓口官公庁）
地域未来投資促進法に基づく支援	成長性の高い新たな分野への取り組みを行う事業者 （課税の特例措置等の支援を受けるためには地域経済牽引事業計画の県の承認及び国の確認が必要）	機械装置、器具備品、土地・建物の投資に係る国税・地方税の課税の特例など					随時	（地域経済牽引事業計画承認申請先） 島根県商工労働部 商工政策課

令和3年度 中小企業主要融資・助成制度一覧表

・ 島根県 商工労働部 観光振興課

令和3年4月1日時点

名称	融資（助成）対象者	資金（助成金）用途	貸付（助成金）限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 （窓口官公庁）
しまね地域未来投資促進事業補助金 （観光） （R3.4.1）	次に掲げる要件をすべて満たす企業 （1）中小企業者 （2）地域経済牽引企業（島根県が「地域経済牽引事業計画」を承認した企業） （3）地域経済牽引事業計画に基づき、次に掲げる要件をすべて満たす事業を実施する者 ①地域の特性を活用した事業（ア～ウのいずれか） ア 島根の古き良き歴史・文化、豊かな自然などの観光資源を活用した観光 イ 世界ジオパークなど魅力ある隠岐諸島の観光資源を活用した観光 ウ 「緑の道～山陰」の形成に向けた日本の原風景や自然体験などの観光資源を活用したインバウンド ②事業計画期間終了時に、補助事業導入年度比で付加価値額が3,029万円以上増加する見込みであること ③事業計画期間終了時に、補助事業導入年度比で売上額が3%以上若しくは付加価値額が9%以上増加する見込みであること ④以前に本補助金の交付を受けていないこと	事業推進にあたり必要な下記の経費 （ハード事業）主に観光旅行者の利用に供される遊園施設、文化施設、鑑賞施設、食事休憩施設、宿泊施設等の整備に要する経費（工事費、設備費） ただし、経年劣化等による修繕や設備更新は除く （ソフト事業）地域経済牽引事業計画に定める観光誘客等の事業に要する経費（委託費、専門家経費、材料費及び消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、その他経費）	上限：5,000千円 補助率：（ハード事業）1/2 （ソフト事業）2/3				令和3年4月1日から5月31日まで	島根県商工労働部観光振興課 0852-22-5625

令和3年度 中小企業主要融資・助成制度一覧表

・島根県 商工労働部 しまねブランド推進課

令和3年4月1日時点

名称	融資（助成）対象者	資金（助成金）用途	貸付（助成金）限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 （窓口官公庁）
地消地産化モデル創出支援	食品等製造事業者及びネットワーク参加事業者	1～3次産業事業者と連携した外貨の獲得、県産原材料使用の拡大に向けた取組 ソフト：商品試作、ECサイトの整備等 ハード：施設・機械等の整備	上限1,000万円 （対象経費の1/2以内）				募集要領による 令和3年5月17日で募集終了 （追加募集の有無は未定）	しまねブランド推進課食品産業支援第二グループ 0852-22-5122
地域中核企業づくり事業	食品等製造事業者	事前に策定した経営計画で抽出された、経営課題解決に係る取組 ソフト：市場調査、商品開発等 ハード：施設・機械等の整備	上限100万円 （対象経費の1/2以内）				募集要領による 令和3年5月17日で募集終了 （追加募集の有無は未定）	しまねブランド推進課食品産業支援第一グループ 0852-22-5272
食品専門展示会出展支援事業費補助金	食品等製造事業者	県外で開催される展示会出展に係る下記の費用 ソフト：小間料、小間装飾費、旅費、資材輸送費	上限20万円 （対象経費の1/2以内）				募集要領による 令和4年1月14日で募集終了	しまねブランド推進課食品産業支援第一グループ 0852-22-5272
伝統工芸雇用就業資金貸付金	知事が指定する島根県ふるさと伝統工芸品製造者	島根県ふるさと伝統工芸品製造の後継者を雇用した製造者に対する研修教育費	最長3年間、1人当たり月5万円 ・後継者育成計画の認定が条件 ・（一社）島根県物産協会を通じて ※一定期間の継続雇用により、償還免除の制度があります。	3年以内 （措置期間2年以内を含む）	無利子		随時	・（一社）島根県物産協会 0852-22-5758 ・島根県 しまねブランド推進課 物産企画グループ 0852-22-6397
島根県伝統工芸品展示会・見本市出展及び専門家招聘事業費補助金	伝統工芸品製造事業者	・展示会・見本市出展支援（旅費、送料、運搬費） ・専門家招聘支援事業（専門家謝金、専門家旅費）	・展示会（県外）10万円 （県内）3万円 ・専門家招聘 10万円				随時	しまねブランド推進課物産企画グループ 0852-22-6397

令和3年度 中小企業主要融資・助成制度一覧表

・ 島根県 商工労働部 産業振興課

令和3年4月1日時点

名称	融資（助成）対象者	資金（助成金）用途	貸付（助成金）限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 （窓口官公庁）
IT活用サービス創出シート [※] 支援助成金 [リサーチインタビュー支援]	・ 県内IT事業者 ・ 県内のサービス事業者（非IT事業者） 但し、システム開発を県内のIT事業者 者に委託する場合に限る。 ・ 県内のIT事業者とサービス事業者 で組織されるコンソーシアム等	新たなサービス・製品のアイデアの 市場性を検討するため、市場リサー チや顧客になり得る対象へのインタ ビュー経費	50万円（対象経費の2分の1）				随時	（公財）しまね産業 振興財団 しまねソ フト研究開発セン ター（ITOC） 0852-61-2225
IT活用サービス創出シート [※] 支援助成金 [プロトタイプ検証支援]	・ 県内IT事業者 ・ 県内のサービス事業者（非IT事 業者）。 但し、システム開発を県内のIT事 業者に委託する場合に限る。 ・ 県内のIT事業者とサービス事 業者で組織されるコンソーシアム等	新たに開発したサービス・製品のプ ロトタイプを利用者に利用してもら い、顧客の反応を検証して得られた 結果を基に、当初の事業アイデアの 改良・軌道修正経費	100万円 （対象経費の2分の1）				令和3年5月1 2日まで	（公財）しまね産業 振興財団 しまねソフト研究開 発センター（ITOC） 0852-61-2225
IT活用サービス創出シート [※] 支援助成金 [サービス・製品開発支援]	・ 県内IT事業者 ・ 県内のサービス事業者（非IT事 業者）。 但し、システム開発を県内のIT事 業者に委託する場合に限る。 ・ 県内のIT事業者とサービス事 業者で組織されるコンソーシアム等	既に新規顧客を獲得している新たな サービス・製品を本格的に市場に投入し ていくにあたり必要な開発経費	300万円（対象経費の2分の1）				上記と同じ	（公財）しまね産業振興 財団 しまねソフト研究 開発センター（ITOC） 0852-61-2225
試作・技術関係支援助成金	(1) 県内のIT事業者 (2) 県内のサービス事業者（非IT事 業者）。但し、システム開発を県内のIT事 業者に委託する場合に限る (3) 県内のIT事業者やサービス事 業者で組織されるコンソーシアム等	新たにマーケット創造や顧客開拓に繋 がる、IT関連技術を用いた独創性や新 規性に富む試作・技術開発	50万円（対象経費の2分の1）				随時	（公財）しまね産業振興 財団 しまねソフト研究 開発センター（ITOC） 0852-61-2225
開発ソフトウェア・サービス販路拡大支 援助成金	島根県内に事業所を有し下記を満たす こと (1) 県内に開発ソフトウェアの技術開発 拠点を有する企業であること (2) 開発ソフトウェアを有すること	開発ソフトウェアの中期的な販売計画に 基づく販路拡大に資する展示会等への 出展、営業活動のための県外出張及び インターネット広告等 ※ただし、県内で開催される展示会等 は助成対象事業から除外	150万円（対象経費の2分の1）				上記と同じ	（公財）しまね産業振興 財団 しまねソフト研究 開発センター（ITOC） 0852-61-2225
データ活用型自社サービス創出支援助 成金	・ 県内IT事業者 ・ 県内のIT事業者とサービス事業者で 組織されるコンソーシアム等	データ活用による新たなサービス創出 を目的に行う要素技術の研究開発、シ ステム開発、現地実証及び販路開拓な どに要する経費	500万円／年（対象経費の2分の1、最 大2年）				随時 ※申請前に事前 にご相談くださ い。	（公財）しまね産業振興 財団 しまねソフト研究 開発センター（ITOC） 0852-61-2225

<p>しまね地域未来投資促進事業助成金</p>	<p>(1)地域経済牽引企業(地域経済牽引事業計画の承認を受けた島根県内に事業所を有する中小企業者)が実施する以下のすべての要件を満たす事業</p> <p>①地域経済牽引事業計画に基づく事業であること ②県内複数社に対する外注額が、助成事業導入年度比で、各社5%以上増加する見込みであること</p> <p>(2)連携企業(地域経済牽引企業と連携して地域経済牽引事業に取り組む島根県内に事業所を有する中小企業者)が実施する以下のすべての要件を満たす事業</p> <p>①地域経済牽引事業計画に基づく事業であること ②付加価値額が、助成事業導入後において、300万円以上増加する見込みであること ③当該地域経済牽引事業計画において、他の連携企業が本助成金の交付を受けていないこと</p>	<p>事業推進にあたり必要な下記の経費(ハード事業)設備費、改修費等(ソフト事業)原材料費、外注費等</p>	<p>(1)地域経済牽引企業 上限:5,000千円 補助率:(ハード事業)1/2、(ソフト事業)2/3</p> <p>(2)連携企業 上限:1,000千円 補助率:(ハード事業)1/2</p>				<p>6月30日(水)まで</p>	<p>(公財)しまね産業振興財団経営支援課 0852-60-5115</p>
<p>国際規格認証取得促進助成事業</p>	<p>経営革新計画等に取り組む県内中小企業</p>	<p>ISOシリーズ(9001(品質)、14001(環境)は除く)やNadcap、FSSC22000、HACCPなどの国際規格認証取得</p> <p>FSSC22000、HACCPなど食品関係はしまねブランド推進課予算。 ISO9001(品質)、ISO14001(環境)はR2より対象外。</p>	<p>100万円(対象経費の2分の1)</p>					<p>(公財)しまね産業振興財団経営支援課 0852-60-5115</p>
<p>資源循環型技術開発事業費補助金</p>	<p>(1) 県内に事業所を有する事業者(以下「県内事業者」という) (2) 構成員の2分の1以上が県内事業者である法人格を有する団体 (3) 2以上の県内事業者を含む4以上の個人又は法人で構成される法人格のない団体であって、資源循環型技術開発等事業を継続して的確に行うに足る経理的基礎を有するもののうち、知事が適当と認めるもの</p>	<p>(1) 産業廃棄物の発生の抑制、減量化又は再生利用に関する技術の研究開発を行う事業 (2) 産業廃棄物を原材料として利用した製品の研究開発を行う事業 (3) 上記(1)、(2)の事業化に向けた市場調査・可能性試験を行う事業</p>	<p>・研究開発枠 100万円以上で1,000万円を限度(対象経費の3分の2以内) ・FS(可能性試験研究)枠 200万円以内(対象経費の3分の2以内)</p>				<p>5月12日(水)まで</p>	<p>島根県商工労働部産業振興課 事業化支援・産学官連携スタッフ 0852-22-5341</p>
<p>受託開発競争力強化支援事業</p>	<p>島根県内に本社、支社及び開発を行う事業所を有するIT企業</p>	<p>関係構築のために発注企業先で行う開発に伴い必要となる家賃や赴任旅費等の経費や、地域での連携先企業との研修開催に要する経費</p>	<p>200万円(対象経費の2分の1以内) 又は、300万円(対象経費の3分の2以内)</p>				<p>今後募集予定</p>	<p>(公財)しまね産業振興財団 しまねソフト研究開発センター(ITOC) 0852-61-2225</p>

新ビジネスモデル構築支援事業助成金	県内ソフト系IT企業(中小企業者)	県内外の他企業等において実施する研修又は研究であり、以下の要件を満たすもの。 (1) 派遣研修・研究型 ア 当該企業にとって自社の持つ技術力を著しく向上させる又は特定分野の業務ノウハウを習得する取り組みであること イ 優れた経営資源、技術資源を持つ企業等における取り組みであること (2) 営業人材強化研修型 当該企業にとって、自社製品の販売促進に資する人材を育成するためのビジネススクール、大学、専門学校等への通学、通信教育の受講であること	200万円(対象経費の2分の1以内)				随時	島根県中小企業団体中央会連携支援課 0852-21-4809 島根県商工労働部産業振興課情報産業振興室 0852-22-5620
市場調査支援事業費助成金	島根県内に事業所を有し、次の各号のいずれかに該当する者 (1) 資本の額又は出資の総額が3億円以下の企業又は常時使用する従業員数が300人以下の企業であって、製造業(ただし、飲食料品及び工芸品を製造するものを除く。)に取組む企業 (2) (1)に該当する中小製造業企業3社以上により構成されるグループで経営革新計画(中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第9条第1項に基づき知事の承認を受けた計画)の承認を受けたグループを構成する企業	新分野への進出や新商品の開発を目的とした市場調査や市場調査を踏まえた試作開発を行う事業	50万円(対象経費の2分の1) ※企業グループの場合:100万円				随時	(公財)しまね産業振興財団新事業支援課 0852-60-5112
オープンイノベーション活用促進事業事業化促進助成金	島根県内に事業所を有する中小企業基本法第2条に定義する中小企業者であり、かつ製造業を営む、又は営むことを予定している者	自社の新製品・新技術の研究開発を県内外の大学・高専等の技術シーズを活用して行う事業	500万円(対象経費の2分の1)				今後募集予定	(公財)しまね産業振興財団新事業支援課 0852-60-5112
オープンイノベーション活用促進事業次世代技術開発助成金	島根県内に事業所を有する中小企業基本法第2条に定義する中小企業者であり、かつ製造業を営む、又は営むことを予定している者	県内外の大学・研究機関等と協力し、これまでにない次世代の新製品・新技術の研究開発を助成	1,000万円(対象経費の2分の1)				今後募集予定	(公財)しまね産業振興財団新事業支援課 0852-60-5112
特殊鋼産業成長分野進出促進助成事業	県内に事業所を有する製造業分野に取組む企業又は組合	特殊鋼関連企業との取引拡大や成長分野への進出に向けた新素材若しくは新製品の開発若しくは試作又は新技術の開発	県内取引拡大型:100万円 成長分野進出型:500万円				今後募集予定	(公財)しまね産業振興財団新事業支援課 0852-60-5112
ものづくりアドバイザー派遣事業	島根県内に本社・支社・工場等の事業拠点を有するものづくり企業	競争力強化の取り組みを行う場合に、専門的な有資格者等を専門家として派遣	1社あたり年間24時間以内(回数は6回が上限)。所定の要件を満たすことで年間48時間以内(回数は計12回が上限)まで実施可能				随時	(公財)しまね産業振興財団経営支援課 0852-60-5115

島根発ヘルスケアビジネス事業化補助金	島根県内に事業所を有する次に掲げる事業者等。 ・中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。） ・事業協同組合 ・企業組合 ・一般社団法人、一般財団法人 ・その他知事が認める団体	「健康」をキーワードに、島根県ならではの健康推進を目的とした旅行商品や高齢者の生活支援サービス等、多様な分野の連携によるヘルスケアビジネスを実施しようとする事業者に対し、事業化又は可能性検証に係る費用の一部を補助	(1) 事業化支援枠＜補助金額5百万円以内 補助率1/2 2件程度＞ヘルスケアビジネスのビジネスプランを事業化するための実証を行う事業。 (2) 可能性検証枠＜補助金額2百万円以内 補助率1/2 2件程度＞ (1)に規定する事業化の前段階の市場調査、医学的検証等を行う事業。		第1次 令和3年5月12日 まで	島根県商工労働部産業振興課 イノベーション推進グループ 0852-22-6395
ものづくり産業事業再構築促進事業助成金	下記(1)～(4)の全てを満たす者とする (1)県内に主たる事務所若しくは事業所を有する中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者。但し、みなし大企業は除く） (2)経済産業省による中小企業等事業再構築促進事業事業再構築補助金への申請を見込んでいること (3)事業再構築の取組内容が製造業に該当すること (4)助成金申請前の直近6か月間のうち、任意の3か月の合計売上が、コロナ以前（2019年又は2020年1月～3月）の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少していること	経済産業省の定める事業再構築指針に沿った事業再構築を実現しようとするための事業計画を策定する取組	200万円（対象経費の3分の2）			(公財)しまね産業振興財団経営支援課 0852-60-5115
新たな日常に対応したものづくり産業販路拡大支援事業	(1)ウェブを活用した展示会出展等支援県内に事業所を有する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に定義する中小企業者。ただし、原則として機械金属、樹脂、電気及び電子部品の製造を行っている者。 (2)営業代行等を活用したものづくり産業販路拡大支援事業助成金県内に事業所を有する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に定義する中小企業者。ただし、原則として機械金属、樹脂、電気及び電子部品の製造を行っている者。 (3)商社等を活用したものづくり産業販路拡大支援事業助成金以下の対象事業を実施する商社等。 ①複数の製造業者が製造する製品の販売促進のために行う展示会出展、情報発信等の事業 ②複数の製造業者への受託加工や請負の受注交渉並びに複数工程の一括受注のコーディネートを行う事業 ③その他、複数の製造業者の取引獲得に繋がる紹介、斡旋等の事業	(1)県内事業者がウェブや営業支援ツール等を活用し、新規取引先発掘、新製品のPRなどによる企業間取引の拡大を図る事業費 (2)県内事業者が営業代行等を行う企業または個人を活用し、県外の新規取引先発掘など企業間取引の拡大を図る事業費 (3)左記①～③を実施する際の事業費	1)100万円（対象経費の3分の2） 2)100万円（対象経費の3分の2） 3)300万円（対象経費の3分の2）			(公財)しまね産業振興財団販路支援課 0852-60-5114

<p>専門展示会出展助成金</p>	<p>(1) 県内に事業所を有する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に定義する中小企業者。 (2) 機械金属、樹脂、電気および電子部品等の製造を行っている者※島根県の中小製造企業3社以上により構成されるグループで、経営革新計画の承認を受けた事業者については、この限りではありません。</p>	<p>島根県外かつ日本国内で開催される環境、福祉、住環境及び機械金属分野等の展示会出展</p>	<p>30万円※承認企業は90万円（対象経費の2分の1）</p>					<p>(公財)しまね産業振興財団販路支援課 0852-60-5114</p>
<p>経営基盤強化助成金</p>	<p>島根県内に事業所を有する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に定義する中小企業者であって、製造業に取り組む企業。</p>	<p>①生産効率向上・コスト削減型生産効率化（歩留まり改善、不良率低減、内製化等）に向けた、生産設備の導入や改良、設備レイアウトの変更などにより変動費を削減する取組。又は省エネ効果によるコストダウン等、固定費を削減する取組 ②リスク対応型工場の操業に基大な被害を与えうるリスク（労働災害、感染症、災害の発生等）の回避、排除に向けた取組</p>	<p>①、②200万円(対象経費の3分の1以内)</p>			<p>随時</p>		<p>(公財)しまね産業振興財団経営支援課 0852-60-5115</p>
<p>デジタル技術導入助成金</p>	<p>島根県内に事業所を有する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に定義する中小企業者であって、製造業に取り組む企業。</p>	<p>①導入型 生産現場の生産性向上を図るため、IoT・ビッグデータ・AI等を活用したデジタル技術を県内に所在する事業所に導入する事業。且つ、その取組が県内他社のモデルとなる事業。 ②実証型 IoT・AI等を活用したデジタル技術を導入するにあたり、県内に所在する事業所において、生産性向上効果の実証を試みる事業。</p>	<p>①上限額500万円 下限額100万円(対象経費の2分の1) ②上限額100万円 下限額10万円(対象経費の2分の1)</p>					<p>(公財)しまね産業振興財団経営支援課 0852-60-5115</p>

令和3年度 中小企業主要融資・助成制度一覧表

・ 島根県 商工労働部 企業立地課

令和3年4月1日時点

名称	融資（助成）対象者	資金（助成金）用途	貸付（助成金）限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 （窓口官公庁）
企業立地促進助成金	(1) 製造業の増設 ・大企業：増加固定資本額3億円以上、増加雇用従業員数10人以上 ・中小企業：増加固定資本額5,000万円以上、増加雇用従業員数5人以上（地元企業の場合は3人以上） (2) ソフト産業の増設 ・増加雇用従業員数10人以上（特例措置あり）	・増加固定資本額 ・増加雇用従業員数（新規学卒者・UIターン者）	(1) 製造業の増設 ・投資助成：5～15% ・雇用助成：増加雇用従業員のうち新卒者・UIターン者×100万円（中山間地域等の場合は130万円） (2) ソフト産業の増設 ・投資助成：5～15% ・雇用助成：増加雇用従業員のうち新卒者・UIターン者×100万円（中山間地域等の場合は130万円）				随時 （助成金申請のためには、まず立地計画の認定が必要ですので、増設計画に着手される前に右記までお問い合わせください。）	島根県商工労働部企業立地課 0852-22-5295

令和3年度 中小企主要融資・助成制度一覧表

・島根県 商工労働部 中小企業課

令和3年4月1日時点

名称	融資（助成）対象者	資金（助成金）用途	貸付（助成金）限度	償還期限	貸付利率	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所（窓口官公庁）
一般融資	中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人	設備資金	8,000万円	12年以内（据置1年以内）	年 1.45% （責任共有利率） 年 1.30% （責任共有外利率）	保証人 法人 取扱金融機関又は保証協会の決定による 個人 原則不要 担保は取扱金融機関又は保証協会の決定 信用保証要する	随時	商工会議所 商工会 中小企業団体中央会 商工会連合会 しまね産業振興財団
		運転資金	5,000万円	7年以内（据置6ヶ月以内）				
		借換資金	8,000万円	10年以内（据置1年以内）				
小規模企業特別資金	小規模企業者（信用保証協会の保証付融資残高と本資金の新規申込額の合計が2,000万円以内となるものに限る）	設備・運転資金	2,000万円（ただし、既存の信用保証協会の保証付融資残高も含む）	10年以内（据置1年以内）	（責任共有制度対象外のみ） 年 1.20% （責任共有外利率）	保証人 法人 取扱金融機関又は保証協会の決定による 個人 原則不要 担保は原則不要（ただし、小規模企業育成資金にあつては信用保証協会における既融資残高との合計が3,000万円を超える場合は、取扱金融機関又は保証協会の決定）	随時	商工会議所 商工会
小規模企業育成資金	小規模企業者（従業員20人以下の者。商業、サービス業は5人以下）	設備・運転資金	2,000万円（ただし、小規模企業特別資金の融資残高も含む）	10年以内（据置1年以内）	年 1.35% （責任共有利率） 年 1.20% （責任共有外利率）	保証人 法人 取扱金融機関又は保証協会の決定による 個人 原則不要 担保は取扱金融機関又は保証協会の決定	随時	商工会議所 商工会 中小企業団体中央会 商工会連合会 しまね産業振興財団
特別融資	次の対象者のいずれかに該当し、創業のために資金を必要とするもの （1）新たに事業を開始する計画を有する個人 （2）新たに中小企業者である会社を設立し事業を開始する計画を有する個人若しくは中小企業者である会社 （3）事業実績が少ない等の理由により実質的に創業者に準ずるものとみなされる中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人	設備資金	5,000万円 （ただし、融資対象者が事業を営んでいない個人で創業等関連保証を受けようとする場合、設備資金と運転資金との合計額として1,500万円又は自己資金額のいずれか低い方、創業関連保証を受けようとする場合、設備資金と運転資金との合計額として2,000万円）	12年以内（据置2年以内）	年 1.35% （責任共有利率） 年 1.20% （責任共有外利率）	保証人 法人 取扱金融機関又は保証協会の決定による 個人 原則不要 担保は取扱金融機関又は保証協会の決定	随時	商工会議所 商工会 中小企業団体中央会 商工会連合会 しまね産業振興財団
		運転資金	3,000万円 （ただし、融資対象者が事業を営んでいない個人で創業等関連保証を受けようとする場合、設備資金と運転資金との合計額として1,500万円又は自己資金額のいずれか低い方、創業関連保証を受けようとする場合、設備資金と運転資金との合計額として2,000万円）	7年以内（据置2年以内）				

特別融資	新事業展開強化資金	中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人であつて、次に掲げるいずれかの事業を行うため資金を必要とするもの (1) 特別の法律等に基づき承認、認定等を受けて実施する事業 (2) 県の中長期的な施策に関連する事業で研究開発支援に関連する事業のうち別に定める要件に該当するもの (3) 技術又は事業の新規性が認められる事業 (4) 収益体質の強化となる計画を策定し、商工会議所等の確認を受けており、かつ商工会議所等の指導機関の指導を継続して受けて実施する事業 (5) その他知事が特に認めた事業	設備資金 8,000万円 運転資金 5,000万円	12年以内(据置1年以内) 10年以内(据置1年以内)	年 1.35% (責任共有利率) 年 1.20% (責任共有外利率)	保証人 法人 取扱金融機関又は保証協会の決定による 個人 原則不要 担保は取扱金融機関又は保証協会の決定	保証料率 ・責任共有 0.4%以上 1.5%以下 ・責任共有外 0.4%以上 1.7%以下	令和4年3月31日保証承諾分まで	
	経営改善長期借換資金	経営改善に取り組むために既往借入金の借換資金を必要とする中小企業者、組合又は中小特定非営利法人	運転資金 2億8,000万円	15年以内(据置1年以内)	年 1.55% (責任共有利率) 年 1.40% (責任共有外利率)	保証人 法人 取扱金融機関又は保証協会の決定による 個人原則不要 担保は取扱金融機関又は保証協会の決定による	保証料率 ・責任共有 0.4%以上 1.5%以下 ・責任共有外 0.4%以上 1.7%以下	令和4年3月31日保証承諾分まで	商工会議所 商工会 中小企業団体中央会 商工会連合会 しまね産業振興財団
	経営力強化支援資金	中小企業等経営強化法第31条第2項に規定する認定経営革新等支援機関の支援を受け、経営改善に関する計画を作成している中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人	設備資金 2億8,000万円 運転資金	運転 5年以内(据置1年以内) 設備 7年以内(据置1年以内) 既往保証付き債務の借換は10年以内	年 1.35% (責任共有利率) 年 1.20% (責任共有外利率)		保証料率 ・責任共有 0.4%以上 1.3%以下 ・責任共有外 0.4%以上 1.5%以下	令和4年3月31日保証承諾分まで	
	経営改善サポート資金	産業競争力強化法第134条に規定する認定支援機関の指導又は助言を受けて作成した事業再生の計画等(当該計画に係る債権者全員の合意が成立したものに限り)に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者又は組合	設備資金 2億8,000万円 運転資金 (経済改善・再生計画の実施に必要なものに限る)	15年以内(据置5年以内)	年 1.65% (責任共有率) 年 1.50% (責任共有外利率)	・保証人 法人は取扱金融機関又は保証協会の決定による 個人は原則不要 ・担保 取扱金融機関又は保証協会の決定による	保証料率 ・責任共有 0.2% ・責任共有外 0.2%	令和4年3月31日保証承諾分まで	商工会議所 商工会 中小企業団体中央会 商工会連合会 しまね産業振興財団
※特別融資には、この他、再生支援資金があります。									

緊急融資	セーフティネット資金 (一般枠)	取引先企業の倒産や事業活動の制限等により経営の安定に支障を来している中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人 中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号。以下「保険法」という。)第2条第5項各号又は第6項のいずれかに該当し、経営の安定に支障が生じている中小企業者又は組合	運転資金	8,000万円	8年以内(据置1年以内)	年 1.35% (責任共有利率) 年 1.20% (責任共有外利率)	・保証人 法人は取扱金融機関又は保証協会の決定による 個人は原則不要 ・担保 取扱金融機関又は保証協会の決定による	保証料率 ・責任共有 0.4%以上 1.5%以下 ・責任共有外 0.4%以上 1.7%以下	随時	商工会議所 商工会 中小企業団体中央会 商工会連合会 しまね産業振興財団
	セーフティネット資金 (新型コロナウイルス感染症対応枠)	次の要件のいずれかに該当する中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人 (1) 保険法第2条第5項第4号の規定による認定(新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。) (2) 保険法第2条第5項の規定による認定 (3) 保険法第2条第6項の規定による認定(新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。)	設備資金 運転資金	8,000万円	12年以内(据置3年以内)	年 1.25% (責任共有利率) 年 1.10% (責任共有外利率)	・保証人 法人は取扱金融機関又は保証協会の決定による 個人は原則不要 ・担保 取扱金融機関又は保証協会の決定による	保証料率 ・責任共有 0.4%以上 0.6%以下 ・責任共有外 0.4%以上 0.71%以下	令和3年10月31日 保証申込分まで	
	災害復旧資金	次の要件のいずれかに該当する中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人 (1) 災害により、直接被害を受けたもの (2) 災害により、売上の減少等の間接的な被害を受けたもの	設備資金 運転資金	5,000万円 3,000万円	12年以内(据置2年以内)	年 1.35% (責任共有利率) 年 1.20% (責任共有外利率)	・保証人 法人は取扱金融機関又は保証協会の決定による 個人は原則不要 ・担保 原則不要	保証料率 ・責任共有 0.4%以上 1.5%以下 ・責任共有外 0.4%以上 1.7%以下	随時	
まち・ひと・し	人材投資・働き方改革等 生産性向上枠	中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人であって、人材投資等を中心としてIT技術の導入や従業員の労働環境・子育て支援等の整備など働き方改革や人材投資による生産性向上の取り組みを行うもの	設備資金 運転資金	設備資金 8,000万円 運転資金 5,000万円	設備資金 12年以内(据置1年以内) (※観光施設等整備枠、地域商業等整備枠の中山間地域商業関連、環境対応枠は15年以内) 運転資金 7年以内(据置1年以内)	年 1.25% (責任共有利率) 年 1.10% (責任共有外利率)	取扱金融機関又は保証協会の定めるところによる	保証料率 ・責任共有 0.4%以上 1.5%以下 ・責任共有外 0.4%以上 1.7%以下	随時	商工会議所 商工会 中小企業団体中央会 商工会連合会 しまね産業振興財団
	観光施設等整備枠	中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人であって、地域の観光振興に資する事業に取り組むもの								

こと創生資金	地域商業整備枠	中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人であって、地域の買い物の場の整備に取り組むもの							
	海外展開枠	中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人であって、事業の海外展開を検討・実施するもの							
	環境対応枠	企業又は組合であって、環境保全のため施設・整備の設置、改善等を行うもの							
中小企業高度化資金	集団化資金	協同組合、協同組合連合会、これらの組合員もしくは構成員（以下「組合員等」という。）である特定中小企業者、企業組合、協業組合	土地、建物、構築物、設備	貸付対象施設の整備に要する額の80%（小規模事業者が占有する部分については90%）	20年以内（据置3年以内）	年 0.35%（中小企業の振興に係わる関係法律の認定等を受けて実施する事業等については無利子）	原則として連帯保証人3人以上貸付対象物件には、島根県を第1順位とする抵当権を設定していただきますが、担保力が不足する場合は、個人資産等他の適当な不動産を担保として提供していただきます。	原則として、貸付を受けようとする年度の前々年度1月末日までに貸付予備申請書を提出すること。	次の書類を作成し、中小企業団体中央会へ提出 ・貸付予備申請書 ア. 中小企業高度化資金貸付予備申請書 イ. 高度化事業に係わる診断 申込書
	施設集約化資金	協同組合、協同小組合、協同組合連合会、協業組合、中小企業者が合併もしくは出資して設立する会社		貸付対象施設の整備に要する額の80%					
	共同施設資金	協同組合、協同小組合、協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会、企業組合、協業組合							
	設備リース資金	協同組合、協同小組合、協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会	設備						
※中小企業高度化資金には、この他連鎖化資金、経営改革資金、企業合同資金、集団区域整備資金等があります。また、事業用施設に使用されている石綿（アスベスト）による健康被害等の防止を図るもの（アスベストの除去、封じ込め等で資産計上するもの）についても貸付対象となります。（貸付割合：貸付対象事業費の90%以内、貸付利子：無利子）									

中小企業育成振興資金	事業所新設等資金	県内で1年以上同一業種を営む中小企業者で、事業所の新設等を行う者 ・投下固定資本5,000万円以上 (ソフト産業等3,000万円以上) ・新規雇用3人以上 (操業後1年以内)	設備資金 (土地・建物・設備)	2億円 投下固定資本の3分の2	15年以内(据置2年以内)	年 0.95% (責任共有利率) 年 0.80% (責任共有外利率)	取扱金融機関又は保証協会の定めるところによる	随時	商工会議所 商工会 中小企業団体中央会 商工会連合会 しまね産業振興財団
	成長企業応援資金	県内で1年以上同一業種を営む中小企業者で、成長を図ろうとするもの (新たな市場等での事業展開などであって、先進性又は革新性が高いと認められること等が必要)	設備資金 (土地・建物・設備) 運転資金	設備資金： 2億円 運転資金： 8,000万円	設備資金 15年以内(据置2年以内) 運転資金 7年以内(据置2年以内)	年 0.95% (責任共有利率) 年 0.80% (責任共有外利率)			
	経営資産承継資金	県内において事業を営む会社又は個人の事業用資産を取得する中小企業者 (原則として、従業員の1/2以上の再雇用が必要)	設備資金 (土地・建物・設備) 運転資金	設備資金： 2億円 運転資金： 8,000万円	設備資金 15年以内(据置2年以内) 運転資金 10年以内(据置2年以内)	年 0.95% (責任共有利率) 年 0.80% (責任共有外利率)			

令和3年度 中小企業主要融資・助成制度一覧表

・ 島根県 商工労働部 雇用政策課

令和3年4月1日時点

名称	融資（助成）対象者	資金（助成金）用途	貸付（助成金）限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 （窓口官公庁）
専門人材確保推進事業費補助金 （R2.4.1）	県内に事業所を有する一定の条件を満たす県内中小企業主等	県外からUIJターンする専門人材を確保するために支出した経費（人材紹介手数料、但し成功報酬分に限る）	人材紹介手数料130万円（対象経費の1/2）				令和4年2月中旬旬（詳細はホームページにて）	公益財団法人しまね産業振興財団（島根県プロフェッショナル人材戦略拠点）TEL:0852-60-5104
専門人材（副業・兼業）確保推進事業費補助金 （R2.4.1）	県内に事業所を有する一定の条件を満たす県内中小企業主等	県外から専門人材を副業・兼業の形態で従事させるために支出した移動経費（宿泊費・交通費） 但し1回の往復移動に係る交通費の実費負担が1万円未満の場合は対象外。	移動費用20万円（対象経費の1/2）					
多様な人材の活躍を目的とした支援パッケージ補助金 （R2.4.1）	中小企業事業主（「しまねいきいき職場宣言」宣言企業を対象とする）	①人材育成計画（キャリアマップ）に基づいて実施する研修に要する経費の支援（人づくり支援コース） ②多様な人材が働きやすく活躍できる職場環境の整備に要する経費の支援（就労環境改善コース）	80万円（①、②の合計） （対象経費の1/2、就労環境改善コースの設備・機器等導入費については1/3）				随時	島根県商工労働部雇用政策課 （多様な就業支援グループ） TEL:0852-22-5305
ものづくり人材長期派遣研修支援補助金 （R2.4.1）	中小企業事業主（製造業）	社員を県内外の企業、大学、職業訓練機関等に派遣（3月以上）して行う人材育成に要する経費の支援	200万円/年/社 （対象経費の1/2）、上限2年				随時	島根県商工労働部雇用政策課 （産業人材育成グループ） TEL:0852-22-5304
ものづくり企業人材育成支援補助金 （R2.4.1）	中小企業事業主（製造業）	定年退職や再雇用期間が満了した熟練技能者等を若手社員の指導者として短期受入する経費の支援	60万円/年/社 （対象経費の2/3）				随時	島根県商工労働部雇用政策課 （産業人材育成グループ） TEL:0852-22-5304
小規模事業者外国人材受入支援補助金 （R3.3.16）	県内小規模事業者	外国人材を受け入れる対象事業者が、新型コロナウイルス対策として、日本に入国した外国人材の一定期間の待機のために負担した宿泊費	対象となる外国人材1人あたり5万円				令和4年3月10日まで（予算がなくなり次第、終了）	島根県中小企業団体中央会 TEL:0852-21-4809

令和3年度 中小企業主要融資・助成制度一覧表

・島根県 農林水産部 農林水産総務課（農業関係）

令和3年4月1日時点

名称	融資（助成）対象者	資金（助成金）用途	貸付（助成金）限度	償還期限	貸付金利 利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 （窓口官公庁）
農業近代化資金 (R2.4.1)	一定の要件を満たす農業参入法人等	設備資金等	2億円（法人の場合）	7～15年以内 （内据置期間2～7年） ※資金用途等により異なる	年0.3 0%（R 3.4月現在）	取扱金融機関による ※認定農業者（法人）は、7,200万円まで無担保、無保証人による保証制度あり。 ただし、限度額内でも法人の役員等の同一経営内の方は保証人として求められることがあり、3,600万円を超える場合は、原則として融資対象物件を担保として求められる。	随時	取扱金融機関

令和3年度 中小企業主要融資・助成制度一覧表

・島根県 農林水産部 農林水産総務課（林業関係）

令和3年4月1日時点

名称	融資（助成）対象者	資金（助成金） 用途	貸付（助成金）限度	償還期限		貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 （窓口官公庁）
林業・木材産業改善資金	林業従事者、木材産業を営む者、これらの組織する団体等	設備資金	林業分野 ・個人：1,500万円 ・会社：3,000万円 ・会社以外の団体：5,000万円 木材産業分野 1億円	10年以内 （据置 3年以内）		無利子	保証人 1～3人 担保 必要 信用保証 不要	随時	島根県 隠岐支庁農林水産局 東部農林水産振興センター 西部農林水産振興センター の林業関係金融担当課
木材産業等高度化推進資金	森林所有者、森林組合、素材生産業を営む者、木材製造業を営む者、市場開設者等で合理化計画等の認定者	運転資金	合理化計画認定による貸付 1億（特認2・4・5億円）、 3億円 林業経営改善計画認定による 貸付 5千万円（特認1億5千万円） ※借入資金の種類により、合理化計画又は林業経営改善計画の認定を受ける。	短期貸付	1年以内	1.30～ 1.60% （機関保証の場合 0.90～ 1.20%）	県指定金融機関の 定めるところによる	随時 ※貸付を受けようとする年度の前年度以前に、知事による合理化計画又は林業経営改善計画の認定が必要です。そして前年度の1月までに県へ需要見込額の報告をし、その後、県指定金融機関へ借入手続きを行います。	県指定金融機関 （農林中央金庫、商工組合中央金庫、山陰合同銀行、島根中央信用金庫） ※事前に下記相談先へお問い合わせください。 島根県 隠岐支庁農林水産局 東部農林水産振興センター 西部農林水産振興センター の林業関係金融担当課
				長期貸付	5年以内（据置 1年以内）	1.00～ 1.30% （機関保証の場合 0.60～ 0.90%）			
林業就業促進資金	新たに林業に就業しようとする林業後継者又は就業予定者、知事の認定を受けている事業主	研修資金	4・5・9・12・15万円/月	就業予定者の場合：20年以内（据置 4年以内） 認定事業体の場合：13年以内（据置 4年以内） ※規定に基づき償還免除制度有り		無利子	島根県林業公社の定めるところによる	随時	公益社団法人島根県林業公社 （林業労働力確保支援センター）
		準備資金	120・150万円/人						

令和3年度 中小企業主要融資・助成制度一覧表

・島根県 農林水産部 農林水産総務課（水産関係）

令和3年4月1日時点

名称	融資（助成）対象者	資金（助成金）用途	貸付（助成金）限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 （窓口官公庁）	
1 操船作業省力化機器等設置資金	沿岸漁業従事等	自動操だ装置の設置費用	取得等に要する経費とし、一漁業者につき合計で5,000万円	7年以内 （据置期間1年以内）	無利息			お問い合わせ先 島根県農林水産部沿岸漁業振興課 0852-22-5314 漁業協同組合JFしまね信用部 0852-21-0002	
		遠隔操縦装置の設置費用							
		サイドスラスターの設置費用							
		レーダーの設置費用							
		自動航跡記録装置の設置費用							
		GPS受信機の設置費用							
		2 漁ろう・出荷作業省力化機器等設置資金		自動釣機の設置費用	7年以内 （据置期間1年以内）				無利息
				ラインホーラー等の揚縄機の設置費用					
				ネットホーラー等の揚網機の設置費用					
				巻取りウインチの設置費用					
				放電式集魚灯の設置費用					
				漁業用クレーンの設置費用					
				漁獲物等処理装置の設置費用					
				海水冷却装置の設置費用					
				海水殺菌装置の設置費用					
				漁業用ソナーの設置費用					
				魚群探知機の設置費用					
				潮流計の設置費用					
				ドローンの購入費用					
				3 補機関等駆動機器等設置資金					
油圧装置の設置費用									
4 燃料油消費節減機器等設置資金	漁船用環境高度対応機関の設置費用	7年以内 （据置期間1年以内）	無利息						
	定速装置の設置費用								
	LED集魚灯設備の設置資金								

沿岸漁業経営発展支援資金

経営等改善資金

5 新養殖技術導入資金	養殖施設の設置費用		4年以内 (据置期間2年以内)	無利息
	種苗の購入費用又は生産費用			
	飼餌料の購入費用			
6 資源管理型漁業推進資金	ア 資源管理措置を行うのに必要な改良漁具、漁法転換用漁具、漁ろう機器等		10年以内 (据置期間3年以内)	無利息
	イ アの資源管理措置に併せて、低利用、未利用資源の開発・利用を行うのに必要な漁具、漁ろう機器等			
	ウ アの資源管理措置に併せて、漁獲物の付加価値の向上を行うのに必要な活魚出荷のための船上活魚装置、畜養施設等又は加工のための施設			
7 環境対応型養殖業推進資金	ア 養殖漁場環境の悪化防止を目的として投餌の内容・量・方法の改善を行うために必要な造粒機、自動給餌機、飼餌料倉庫等の購入費用又は設置費用		10年以内 (据置期間3年以内)	無利息
	イ 養殖魚の安全性の確保を目的として漁網防汚剤を使用しないで養殖を行うために必要な高耐波性いけす、金網いけす・自動網いけす洗浄機・附着物駆除用生物培養器、酸素供給装置、水流発生装置、ばっ気装置等の設置費用			
	ウ ア又はイに関連して必要な飼餌料成分分析器、水質・底質測定器、残留検査・肉質検査機器、蓄養施設、医薬品、餌料、水産廃棄物高度処理機、ワクチン注射装置、固形物回収装置、水質ロガー、漁場管理ソフト等の購入費用又は設置費用			
8 乗組員安全機器等設置資金	転落防止用手すりの設置費用	取得等に要する経費とし、一漁業者につき合計で5,000万円	5年以内 (据置期間1年以内)	無利息
	安全カバー装置の設置費用			
	揚網機安全装置の設置費用			
9 救命消防設備購入資金	救命胴衣の購入費用		2年以内	無利息
	消火器の購入費用			

			イーパブの購入費用		5年以内			
			レーダートランスポンダの購入費用					
			小型漁船緊急連絡装置の購入費用					
	10 漁船転覆防止機器等設置資金		漁獲物の横移動防止装置の設置費用		5年以内 (据置期間1年以内)	無利息		
			甲板下の魚そうの設置費用					
	11 漁船衝突防止機器等購入等資金		レーダー反射器の購入又は設置費用		5年以内	無利息		
			無線電話の設置費用					
	12 漁具損壊防止機器等購入資金		漁具の標識(標識灯、レーダー反射器付きブイ)の購入費用		5年以内	無利息		
	13 特認資金				5年以内 (据置期間1年以内)	無利息		
開始資金	沿岸自営漁業		漁船	取得等に要する経費とし、一漁業者につき合計で5,000万円	10年以内 (据置期間3年以内)	無利息		
			漁具					
			漁業用機器					
1号資金(漁船)	総トン数 20トン未満の漁船		漁船 ・建造、取得 ・改造……推進機関、補機関、プロペラ装置、発電機、無線機、魚群探知機、方向探知機、ロラン、レーダー、ジャイロコンパス、気象図模写受信装置、造水装置、油圧装置等 (注) 特別の理由がある場合において、農林水産大臣が漁業の種類を指定してその漁業に従事する漁船につき130トンを超える総トン数を定めたときは、その総トン数である。	○20トン以上漁船資金借受者…3億6千万円 ○水産養殖業者(法人又は団体)…3億6千万円 ○2以上の複合経営…3億6千万円 ○上記以外の生産組合、漁業法人、水産加工業者、個人のうち20トン未満漁船資金借受者、水産養殖業者(個人)等…9千万円 ○上記以外の個人…1千8百万円 ○知事が承認した場合はその承認額	12億円 ○知事が承認した場合はその承認額 ※融資率…事業費の80% 知事が承認した場合は、その融資料	20年以内 (船体以外10年以内) (据置期間3年以内)	0.3%	お問い合わせ先 島根県農林水産部沿岸漁業振興課 0852-22-5314 漁業協同組合JFしまね信用部 0852-21-0002
	総トン数 20トン以上 130トン未満の漁船						0.35%	
				※融資率…事業				

2号資金 (漁船漁具・保管修理施設等)
3号資金 (漁場改良造成用機具等)
4号資金 (漁具等)
5号資金 (水産動植物の種苗の購入又は育成)

<p>○漁船漁具保管修理施設 ○漁業用資材保管施設○漁船用油供水供給施設 ○養殖池 ○蓄養池 ○水産種苗生産施設 ○養殖用作業舎 ○水産物処理施設○水産物保蔵施設 ○水産物加工施設 ○製氷冷凍施設 ○水産物等運搬施設 ○水産物販売施設 ○漁業用通信施設(建物・構築物に必要な付帯施設(電気、用排水、上下水道等)及び必要最小限の敷地取得費を事業費に含めることができる。6号及び7号も同様。)</p> <p>○漁場改良造成用機具 ○漁船用油供水供給用機具○水産種苗生産用機具 ○養殖用えさ調製供給用機具○養殖用肥料薬剤施用機具 ○養殖水産物収穫用機具○水産物等運搬用機具 ○生産・経営管理情報処理用機具</p> <p>○漁具 ○養殖いかだ ○はえなわ式養殖施設 ○仕切網養殖施設 ○ひび建養殖施設 ○浮流し式のり養殖施設 ○小割り式養殖施設</p> <p>① 養殖用種苗の購入・育成資金 ○1年以上の期間育成するあかがい、あさり、あじ、あわび、いしだい、いわがに、うなぎ、うに、かき、かさご、くるまえび、こい、こんぶ、さけ、さば、真珠貝、すぎ、すずき、すっぽん、たい、テラピア、とうごろういわし、とこぶし、どじょう、にべ、はた、はまぐり、ひおうぎがい、ひらめ、ふぐ、ぶり、ほたてがい、ほや、めばる及びわたりがに</p> <p>② 放流用種苗の購入・育成資金 ○生育期間が1年以上のあかがい、あさり、あわび、いわがに、うに、くるまえび、さけ、たい、とこぶし、はまぐり、ひらめ、ほたてがい又はわたりがに</p>

公営・民営問わず、事業費の80%知事が承認した場合は、その融資率

15年以内 (漁協等20年以内) (据置期間3年以内)	0.3%
7年以内 (漁協等10年以内) (据置期間2年以内)	0.3%
5年以内 (大型定置網10年以内) (据置期間2年以内)	0.3%
5年以内 (据置期間2年以内、 農林水産大臣が指定するもの にあつては3年以内)	0.3%

	6号資金 (漁村環境整備施設)		○漁村情報処理・通信施設(有線放送施設及び有線放送電話施設を含む) ○漁船船員臨時宿泊施設 ○漁業者研修施設 ○集会施設 ○託児施設 ○診療施設 ○水道施設 ○ガス供給施設 ○下水道施設 ○地域休養施設 ○漁村広場施設 ○漁村多目的施設 ○生活安全保護施設 ○連絡道 ○廃棄物処理施設		20年以内 (据置期間3年以内)	0.3%		
	7号資金 (農林水産大臣特認)		1～6号以外で農林水産大臣が指定する資金 ○漁場改良造成施設 ○漁協等が共同利用に供する船舶 ○水産物処理加工公害防止施設 ○海浜等環境活用施設 ○漁村給排水施設 ○漁家住宅資金○初度的経営資金 ○密漁監視施設 ○水産業労働力確保施設		・12年以内、漁協等15年以内(据置期間2年、漁協等3年以内) ・15年以内(漁村給排水施設、漁家住宅等、据置期間3年以内) ・5年以内(初度的経営資金、据置期間2年以内)	0.3%		
漁業経営維持安定資金	ア 漁家経営 整理対象債務を有し、本資金の融資を受けることにより経営の再建が可能であると認められる者 イ 企業経営 以下のいずれかに該当する者 (ア)直近の事業年度を含め原則として3ヶ年(特認2ヶ年)の漁業収支に通算して損失が生じている者。 (イ)直近の事業年度の末日現在において以下の条件を満たす者 自己資本不足比率 = {固定資産額 - (固定負債額 + 自己資本額)} / 固定資産額 ≥ 0.1	固定化債務の整理	(1) 漁船漁業を主として営む者：使用する漁船の合計総トン数により400万円～4000万円 (2) 養殖業を主として営む者：400万円 (3) 定置漁業を主として営む者：大型定置800万円、小型定置400万円	10年以内(特認15年以内) (据置期間3年以内) ※償還方法：元金均等半年賦	0.3%		お問い合わせ先 島根県農林水産部沿岸漁業振興課 0852-22-5314 漁業協同組合JFしまね信用部 0852-21-0002	
漁業活性化資金	組合及び漁業者	資材、漁具の購入等漁業生産活動に必要な資金	2千万円	1年以内 ※償還方法…融資機関の定めるところによる	1.6%		お問い合わせ先 島根県農林水産部沿岸漁業振興課 0852-22-5314 漁業協同組合JFしまね信用部 0852-21-0002	
安定化漁業経営資金	まき網漁業又は沖合底びき網漁業を営む漁業者	資材、漁具の購入等漁業生産活動に必要な資金	1億円	1年以内 ※償還方法…融資機関の定めるところによる	1.2%			

漁業振興資金	支新 援規 運漁 轉業 資着 業金	漁業を営み又は営もうとする者で、新たに漁船の建造（購入）を行うもののうち、次に掲げる要件を満たすもの（特認あり） ア 20歳以上50歳未満の個人 イ 団体で、構成員の1/3以上が20歳以上50歳未満の個人であるもの ウ 漁業生産組合で、常勤役員及び当該漁業生産組合の営む事業に常時従事する者の1/3以上が50歳未満であるもの エ 法人で、常勤役員及びその常時使用する従事者の1/3以上が50歳未満であるもの	資材、漁具の購入等漁業生産活動に必要な資金	2千万円	5年以内 （措置期間1年以内） ※償還方法…元金均等 半年賦	1.4 5%		
	（長 期 2 0 年 漁 船 資 建 造 金） 資 金	常時2名以上が乗船して操業するために9トン以上の船舶を建造する漁業者であって、以下の条件を満たす者 漁船の建造に要する経費の額＋{（使用する漁船の合計総トン数（運搬船は19トンが上限））－（漁船建造の対象となる漁船のトン数）} × 8百万円 > 直近3年間（3事業年度）における水揚金額の平均 × 2	漁船の建造に要する経費	4億円	20年以内 （措置期間5年以内） ※償還方法…元金均等 半年賦	0.8%		
	対災 害 資 金 ・ 経 済 変 動 等	漁業者	その都度知事が定める					

（Q1）漁業活性化資金、基幹漁業経営安定化資金及び新規漁業着業支援運転資金の資金用途は具体的には何ですか？

（A1）運転資金ですので、資金目的が耐用年数1年以上の有形固定資産の購入、改良、改築等のため以外のもので、操業に必要な経費の支払いのためであれば何にでも使えます。ただし、一般の生活資金としての利用は認められません。

（Q2）漁業近代化資金は融資率が80%となっていますが、長期漁船建造資金は融資率はいくらでしょうか？

（A2）融資率は100%です。ただし、基金協会の保証を受ける場合は、事業費の80%しか保証を受けられませんので注意してください。

（Q3）長期漁船建造資金は、漁業近代化資金とどのように使い分ければよいのですか？

（A3）まずは原則として漁業近代化資金を利用することを検討してください。しかしながら、漁業経営や地域経済の振興上、特に必要があると認められ、融資を受けようとする漁業者も事業継続に対する意欲があると認められる場合にのみ本資金を活用してください。

令和3年度 中小企業主要融資・助成制度一覧表

・島根県 土木部 土木総務課

令和3年4月1日時点

名称	融資（助成）対象者	資金（助成金）用途	貸付（助成金）限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 （窓口官公庁）
しまねの建設担い手確保育成補助金（人材確保対策事業）	県内に主たる営業所のある建設業者	高齢者・障がい者・外国人雇用の際に建設業者が行う研修会・求人活動等	20万円以内（対象経費の1／2以内）					お問い合わせ先 土木総務課建設産業対策室 詳細は
しまねの建設担い手確保育成補助金（ICT等建設産業生産性向上事業）	県内に主たる営業所のある建設業者、測量業者及び建設コンサルタント業者	建設現場における生産性の向上に資する機器等の導入	100万円以内（対象経費の1／3以内）					https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kensetsu/taisaku/miryoku/ninaite-hojokin.html

令和3年度 中小企業主要融資・助成制度一覧表

・島根労働局 雇用環境・均等室

令和3年4月1日時点

名称	融資（助成）対象者	資金（助成金）使途	貸付（助成金）限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 （窓口官公庁）
各種助成金・奨励金等の制度については、厚生労働省のホームページ（下記URL）にてご確認ください。 http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/joseikin_shoureikin/								

令和3年度 中小企業主要融資・助成制度一覧表

・ 島根県商工会議所連合会

令和3年4月1日時点

名称	融資（助成）対象者	資金（助成金）用途	貸付（助成金）限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 （窓口官公庁）
マル経資金 （小規模事業者経営改善資金）	小規模事業者	運転資金 設備資金 （土地取得も可能）	2,000万円以内	運転： 7年以内 設備： 10年以内	1.21% （令和3年4月1日時点）	不要	随時	各商工会議所
マル経資金 （小規模事業者経営改善資金） 「新型コロナウイルス対策マル経」	小規模事業者	運転資金 設備資金	別枠1,000万円以内	運転： 7年以内 （据置3年以内） 設備： 10年以内 （据置4年以内）	当初3年間 1.21%－0.9%＝0.31% 4年目以降 1.21% （令和3年4月1日時点）	不要	6月30日	各商工会議所

令和3年度 中小企業主要融資・助成制度一覧表

・島根県商工会連合会

令和3年4月1日時点

名称	融資（助成）対象者	資金（助成金）使途	貸付（助成金）限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 （窓口官公庁）
わくわく島根起業支援事業費補助金	地域の課題解決を目的として起業される方。 Society5.0関連業種等の付加価値の高い産業分野で事業承継又は第二創業をされる方。 事業者で既存事業と異なる新たな事業を行うために法人等を設立する者も可。	起業に必要な経費の一部を補助	2,000千円				令和3年4月26日～ 令和3年5月31日	島根県商工会連合会
しまね地域産業資源活用支援事業	県内に主たる事業所等を有する中小企業者、事業協同組合、協業組合、NPO法人、創業者	・新商品、新サービスの研究開発事業又は既存商品、既存サービスの改良事業にかかる経費 ・新商品、新サービス又は改良した既存商品、既存サービスの販路開拓事業にかかる経費	県内波及 3,000千円 県内新規取引型 4,000千円 連携事業型 6,000千円				令和3年6月15日～7月15日	県内波及型 県内新規取引型は最寄りの支援機関 連携事業型は島根県商工会連合会

令和3年度 中小企業主要融資・助成制度一覧表

・しまね産業振興財団

令和3年4月1日時点

名称	融資（助成）対象者	資金（助成金）用途	貸付（助成金）限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 （窓口官公庁）
ものづくり産業生産プロセス変革 支援事業助成金	島根県内に事業所を 有する、製造業に取 り組む中小企業者 （みなし大企業を除 く）	新型コロナウイルス 感染症の影響により 経済情勢の先行きが 見通せない中で、感 染症リスクを低減さ せることで生産活動 の継続を担保しつつ 生産性の向上を図る ための事業（当該事 業に必要な設備の導 入経費等を助成）で あって、以下の①～ ④全ての要件を満た すもの ①省人化・自動化に より作業者の配置・ 接触による感染リス クを低減させる事 業、または多能工化 に向けた人材育成シ ステム整備等の事業 ②事業者全体の付加 価値額を3年間で年率 平均5%以上増加させ ること ③申請時における従 業員数を、設備導入 翌年度末において維 持すること ④先駆的な取組とし て成果を公開できる こと	1/2以内（助成限度額： 1,000万円）				公募終了	経営支援課 0852-60-5115

<p>ものづくり産業事業再構築促進事業助成金</p>	<p>下記(1)～(4)の全てを満たす者とする (1)県内に主たる事務所若しくは事業所を有する中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者。但し、みなし大企業は除く） (2)経済産業省による中小企業等事業再構築促進事業事業再構築補助金への申請を見込んでいること (3)事業再構築の取組内容が製造業に該当すること (4)助成金申請前の直近6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前（2019年又は2020年1月～3月）の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少していること</p>	<p>経済産業省の定める事業再構築指針に沿った事業再構築を実現しようとするための事業計画を策定する取組</p>	<p>2/3以内（助成限度額：2,000千円）</p>				<p>第2回公募 令和3年5月26日（水）～ 令和3年6月25日（金）</p>	<p>経営支援課 0852-60-5115</p>
<p>しまね地域未来投資促進事業助成金 （成長ものづくり、第4次産業革命、ヘルスケア）</p>	<p>・地域経済牽引企業（島根県知事より「地域経済牽引事業計画」の承認を受けた中小企業） ・連携企業（地域経済牽引企業と連携して「地域経済牽引事業」に取り組む中小企業）</p>	<p>地域経済牽引事業計画に基づく事業であって、かつ事業実施の成果により以下を満たすことが見込まれる事業（当該事業に必要な設備の導入経費等を助成） 〔地域経済牽引企業〕 ・県内の複数企業との取引額が各社5%以上増加 〔連携企業〕 ・付加価値額が300万円以上増加</p>	<p>ハード事業1/2以内 ソフト事業2/3以内 （助成限度額：500万円） ※連携企業は100万円 ※連携企業はハード事業のみ</p>				<p>令和3年4月1日～30日</p>	<p>経営支援課 0852-60-5115</p>

国際規格認証取得促進助成金	製造業及び情報サービス業	情報リスクに対応するISO27001や、産業別に特化した要求事項に対応するJISQ9100、IATF16949、FSSC22000など（ISO9001、ISO14001を除く）の国際規格認証取得を行う事業（審査費用やコンサルタント費用などを助成）	1/2以内（助成限度額：100万円） ※ものづくり企業連携支援事業の企業グループは200万円 ※HACCP認証規格の取得促進助成金については、1件当たり30万円以内				随時	経営支援課 0852-60-5115
ものづくり産業デジタル技術導入助成金	導入型：県内で製造業に取り組む中小企業 成果公開が可能な企業 実証型：県内で製造業に取り組む中小企業	導入型：生産性向上のため、デジタル技術を導入する事業、県内他社のモデルとなる事業 実証型：デジタル技術の導入にあたり、生産性向上の実証を試みる事業	1/2 （助成限度額：導入型：上限：5,000千円・下限：1,000千円、実証型：上限：1,000千円・下限：100千円）				随時	経営支援課 0852-60-5115
経営基盤強化助成金	島根県内に事業所を有する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に定義する中小企業者であって、製造業に取り組む企業	1. 生産効率向上・コスト削減型 生産効率化（歩留まり改善、不良率低減、内製化等）に向けた、生産設備の導入や改良、設備レイアウトの変更などにより変動費を削減する取組。又は省エネ効果によるコストダウン等、固定費を削減する取組 2. リスク対応型 工場の操業に甚大な被害を与えうるリスク（労働災害、感染症、災害の発生等）の回避、排除に向けた取組	1/3（助成限度額：2,000千円）				随時	経営支援課 0852-60-5115

設備貸与制度	概ね全業種	中小企業者の創業、経営基盤の強化、経営の革新、及び公害の防止に必要な機械・設備（中古品を含む）を当財団が購入し、長期かつ低利で割賦販売する制度	100万円～1億円 割賦損料 1.75%（一般） 1.60%（特利）				随時	経営支援課 0852-60-5115
令和3年度 ものづくりアドバイザー派遣事業（専門家派遣）	ものづくり産業企業 1) 中小企業者（個人事業主を含む） ※みなし大企業を含む 2) 創業者 3) ものづくり企業 連携支援事業により経営計画の承認を受けたグループ	急速に進行する外的環境の変化に的確に対応していくために、県内のものづくり産業企業がQCD向上など競争力を強化する事業活動に取り組む場合、専門家派遣による支援	一般型 上限：年間24時間（回数は計6回が上限） ※所定要件を満たすことで年間48時間、回数は計12回（1回当りの標準所要時間は4時間）まで実施可能な「事業再構築型」、「プロジェクト型」有り				令和4年2月中旬頃まで	経営支援課 0852-60-5115
開発ソフトウェア・サービス販路拡大支援助成金	県内に事業所を有しており、以下を満たす者 ・県内に開発ソフトウェアの技術開発拠点を有する企業であること ・開発ソフトウェアを有すること	自社で開発したソフトウェア製品やインターネットを介して提供するサービス（以下「開発ソフトウェア」という。）の中期的な販売計画を有し、当該計画に基づき、県外で開催される展示会等への出展及び当該展示会と連携して行う県外での営業活動（当該事業に必要な出展費用や旅費を助成）並びにインターネット広告を活用した営業活動	1/2以内（助成限度額：150万円）				随時	I TOC 0852-61-2225

IT活用サービス創出シード支援助成金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内IT事業者 ・ 県内サービス事業者（開発を県内IT事業者に委託する場合に限る） ・ 上記で構成するコンソーシアム等 	<p>ITを活用した新サービス・製品の開発を行う事業であって、かつ対象とする顧客や市場の調査を併せて行う事業（開発段階に応じて必要な経費を助成）</p> <p>①リサーチ/インタビュー支援 市場性の確認を目的とした市場調査や顧客インタビューの実施</p> <p>②プロトタイプ検証支援 プロトタイプ開発及びこれを使用した市場調査、顧客インタビューの実施</p> <p>③サービス・製品開発支援 本格的な市場投入に向けた新サービス等の開発</p>	1/2以内 (助成限度額：①50万円 ②100万円③300万円)				<p>①随時募集</p> <p>②令和3年6月1日～令和3年7月20日</p> <p>③令和3年6月1日～令和3年7月20日</p>	ITOC 0852-61-2225
試作・技術開発支援助成金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内IT事業者 ・ 県内サービス事業者（県内IT事業者が開発する場合に限る） ・ 上記で構成するコンソーシアム等 	<p>県内産業の新たなマーケット創造や顧客開拓に繋がることが期待されるIT関連技術を用いた独創性や新規性に富む試作・技術開発（当該事業に必要な人件費や委託費などを助成）</p>	1/2以内（助成限度額：50万円）			随時	ITOC 0852-61-2225	

受託開発競争力強化支援助成金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内IT事業者 ・ 上記で構成するコンソーシアム等 	<p>大規模案件や発注者により近い上流工程を受託するために、相手方への職員派遣や研修等により技術習得や体制構築を行う事業であって、次のいずれかに該当する事業</p> <p>①地域IT事業者2社以上への再委託が見込まれる案件獲得を目指す事業</p> <p>②3年後の自社の付加価値額が9%以上増加することが見込まれる案件の獲得を目指す事業</p>	<p>①1/2以内（助成限度額：200万円）</p> <p>②2/3以内（助成限度額：300万円）</p>				調整中	ITOC 0852-61-2225
データ活用型サービス創出支援助成金	県内IT事業者等	<p>県内IT企業が既に保有している商品・サービスにおいて、AI等による「データ活用型サービス」を付加させることで、さらに高い収益性を実現する事業</p>	1/2以内（助成限度額：単年度あたり500万円）				随時	ITOC 0852-61-2225
営業代行等を活用したものづくり産業販路拡大支援助成金	県内に事業所を有する機械金属、樹脂、電気および電子部品等の中小製造業者	<p>営業代行等を行う企業または個人を活用し、県外の新規取引先発掘など企業間取引の拡大を図る事業（営業代行会社等のサービス利用料、サンプル、パンフレット等の製作費、旅費など）</p>	2/3以内（助成限度額：100万円）				随時	販路支援課 0852-60-5114

<p>商社等を活用したものづくり産業 販路拡大支援事業助成金</p>	<p>県内に事業所を有する製造業者が製造する機械金属、樹脂、電気及び電子製品部品等の卸販売や営業代行を行う商社等</p>	<p>製造業者が製造する製品等の販路拡大を図るために行う以下の事業（当該事業に必要な展示会・商談会出展料、装飾費、広告宣伝費等） ①複数の製造業者が製造する製品の販売促進のために行う展示会出展、情報発信等の事業 ②複数の製造業者への受託加工や請負の受注交渉並びに複数工程の一括受注のコーディネートを行う事業 ③その他、複数の製造業者の取引獲得に繋がる紹介、斡旋等の事業</p>	<p>2/3以内（助成限度額：300万円）</p>				<p>随時</p>	<p>販路支援課 0852-60-5114</p>
<p>ウェブを活用した販路拡大支援助成金</p>	<p>県内に事業所を有する機械金属、樹脂、電気および電子部品等の中小製造業者</p>	<p>ウェブやデジタル技術を活用した自社の製品や技術力のPR、営業支援ツールの導入など販路拡大のための取組（当該事業に必要な専門家謝金、広告宣伝費などの経費を助成）</p>	<p>2/3以内（助成限度額：100万円）</p>				<p>随時</p>	<p>販路支援課 0852-60-5114</p>
<p>専門展示会出展助成金</p>	<p>県内事業者</p>	<p>自社製品等の販路拡大や新分野進出などを目的に行う県外で開催される展示会等（環境、福祉、住環境及び機械金属等に関する全国的な規模のものに限る。）への出展（当該事業に必要な出展料、ブース装飾費などを助成）</p>	<p>1/2以内（助成限度額：30万円） ※ものづくり企業連携支援事業の企業グループは90万円</p>				<p>随時</p>	<p>販路支援課 0852-60-5114</p>

しまね海外展開支援助成金	県内に主たる事業所を有する、又は助成事業で対象とする自社製品等の生産拠点を県内に有する中小企業者等。 ※製造業、サービス業等業種を問いません。	以下の5種の事業について、必要となる経費を助成いたします。 ※個別の事業それぞれで申請していただく必要があります。 ※複数の事業について、同時に申請することが可能です。 ①現地市場調査等支援事業 ②海外進出計画策定事業 ③海外販路開拓事業 ④グローバル人材確保育成事業 ⑤海外拠点ローカル人材育成事業	1/2以内 ①現地市場調査等支援事業：助成率 1/2以内 助成限度額 1,000 千円（グループでの申請場合 2,000千円） ②海外進出計画策定事業：助成率 1/2以内 助成限度額 3,000千円 ③海外販路開拓事業：助成率 1/2以内 助成限度額1,000千円 ④グローバル人材確保育成事業：助成率 1/2以内 助成限度額 1,000千円 ⑤海外拠点ローカル人材育成事業：助成率 1/2以内 助成限度額 1,000千円				令和3年4月27日（火）～6月11日（金） ※第1回募集の交付決定後第2回募集を予定	販路支援課 0852-60-5114
市場調査支援事業費助成金	県内ものづくり企業（飲食料品・工芸品製造を除く）	新分野への進出や新商品等の開発を目的として行う市場調査及び市場調査の結果をもとに行う試作開発（当該事業に必要な経費を助成）	1/2以内（50万円） ※ものづくり企業連携支援事業の企業グループは100万円				随時	新事業支援課 0852-60-5112
特殊鋼産業成長分野進出促進助成金	特殊鋼関連企業	県内特殊鋼産業の成長に資する新製品・技術の開発や試作であって、成長分野への進出又は進出拡大に取り組む事業（当該事業に必要な経費を助成）	1/2以内 助成限度額：（1）県内取引拡大型は100万円以内、（2）成長分野進出型は500万円以内				調整中	新事業支援課 0852-60-5112
中小企業等外国出願支援助成金	県内中小企業者等	海外展開に伴う知的財産の戦略的な活用を目的に行う産業財産権に係る外国出願（当該事業に必要な外国特許庁への出願手数料などの経費を助成）	1/2以内 （助成限度額：300万円（以下の種別毎の合計）） ・特許150万円 ・実用新案・意匠・商標60万円 ・冒認対策商標30万円				令和3年5月18日（火）～12月28日（火）	新事業支援課 0852-60-5112

次世代技術開発助成金	内容調整中	次世代技術を活用した新たな事業活動を目的として、国内の大学等研究機関と連携して行う研究開発（当該事業に必要な産学連携研究費、機械装置等の導入経費などを助成）	1/2以内 （産学連携研究費のみ 県内大学等の場合は 10/10、県外大学等の場 合は2/3以内） （助成限度額：1,000万 円（うち産学連携研究 費500万円））				調整中	新事業支援課 0852-60-5112
事業化促進助成金	内容調整中	事業化に向けた研究開発であって、事業化の確度を高めるために外部専門家から指導・助言を受ける事業（当該事業に必要な専門家経費、産学連携研究費、機械装置等の導入経費などを助成）	1/2以内（産学連携研究費のみ県内大学等の場合は10/10以内） （助成限度額：500万円（うち産学連携研究費250万円））				調整中	新事業支援課 0852-60-5112

令和3年度 中小企業主要融資・助成制度一覧表

・商工中金

令和3年4月1日時点

名称	融資（助成）対象者	資金（助成金）用途	貸付（助成金）限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 （窓口官公庁）
事業再生支援貸付	事業再生緊急支援資金	法的再建手続き開始決定から認可決定までの再生事業者の方で、かつ手続申立時点で当金庫と貸出取引のある再生事業者	短期運転資金 （手形貸付、手形割引）	特に定めず	（運）1年未満	商工中金所定の利率 （担保） 短期運転資金：商業手形又は売掛金の担保提供が必要です。 長期運転資金：原則として必要です。 設備資金：融資対象物件を含め原則として必要です。		商工中金松江支店
	事業再生安定化支援資金	・法的再建手続きの認可決定から手続き終了までの再生事業者の皆様 ・私的整理ガイドラインに沿って私的整理が成立した事業者の皆様	・短期運転資金（含手形割引） ・事業再生に必要な設備資金 ・再生計画の履行に必要な長期運転資金 ・再生手続終結資金		（運）10年以内（据置2年以内） （設）15年以内（据置2年以内）			
	事業再生促進支援資金	再生事業者、再生事業者に準ずる事業者等から、営業譲渡等により事業承継する事業者	事業に必要な設備資金（買取資金）		（設）15年以内（据置2年以内）			
環境配慮型経営支援貸付	環境配慮型経営にかかる第三者認証（ISO14001、エコアクション21、グリーン経営認証等）を取得した事業者の皆様	設備資金・長期運転資金	特に定めず	設備：20年以内（据置3年以内） 運転：10年以内（据置3年以内）	商工中金所定の利率		商工中金松江支店	
再チャレンジ支援貸付	過去に事業に失敗した経歴のある経営者の方で、再度事業経営にチャレンジするため新たに開業する事業者または開業後概ね5年以内の事業者の皆様	事業立ち上げに再チャレンジするために必要とする設備資金、長期・短期運転資金（含手形割引）	特に定めず	（運）7年以内（据置1年以内） （設）15年以内（据置3年以内） （短）1年未満（分割返済及び一括返済）	商工中金所定の利率		商工中金松江支店	
当金庫独自の災害復旧資金	異常な自然現象等により生じる被害又は武力攻撃災害の影響を受けた直接被災事業者および間接被災事業者	既存事業設備の復旧に必要な資金	特に定めず	（運）10年以内（据置3年以内） （設）20年以内（据置3年以内）	商工中金所定の利率		商工中金松江支店	
中央会推薦貸付制度	当金庫・中央会が定める支援対象テーマに取り組む組合・組合員で、中央会から推薦されたもの	設備資金・運転資金	特に定めず	（運）10年以内（据置2年以内） （設）15年以内（据置2年以内）	商工中金所定の利率		商工中金松江支店	

令和3年度 中小企業主要融資・助成制度一覧表

・日本政策金融公庫 中小企業事業

令和3年4月1日時点

名称		融資（助成）対象者	資金（助成金）用途	貸付（助成金）限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 （窓口官公庁）
新企業育成貸付	中小企業経営力強化資金	認定経営革新等支援機関の指導・助言または「中小企業の会計に関する基本要領」などの適用により、経営力の強化を図る	設備・運転資金	直接貸付 7億2千万円 （うち運転資金2億5千万円）	（設）20年以内（うち据置2年以内） （運）7年以内（うち据置2年以内）	特別利率① 基準利率	・担保設定の有無、担保の種類などについては、ご相談のうえ決めさせていただきます。 ・直接貸付において一定の要件に該当する場合には、経営責任者の方の個人保証が必要となります。	取扱期間 令和4年3月31日まで	直接貸付 （株）日本政策金融公庫 松江支店 中小企業事業
	再挑戦支援資金 （再チャレンジ支援融資）	再チャレンジする起業家の方		直接貸付 7億2千万円 （うち運転資金2億5千万円）	（設）20年以内（うち据置2年以内） （運）7年以内（うち据置2年以内）	特別利率①②③ 基準利率			
	新事業育成資金	新規性、成長性のある事業を始めておおむね5年以内の方など		直接貸付 7億2千万円	（設）20年以内（うち据置5年以内） （運）7年以内（うち据置2年以内）	特別利率①②③（上限3%） 基準利率（上限3%）			
	女性、若者/シニア起業家支援資金	女性または35歳未満か55歳以上の方であって、新たに事業を始める方または事業開始後おおむね7年以内の方		直接貸付 7億2千万円 （うち運転資金2億5千万円） 代理貸付 1億2千万円	（設）20年以内（うち据置2年以内） （運）7年以内（うち据置2年以内）	特別利率①②③ 創業後目標達成型金利 基準利率			
	新事業活動促進資金	新しい事業分野の開拓を行う方		直接貸付 7億2千万円 （うち運転資金2億5千万円） 代理貸付 1億2千万円	（設）20年以内（うち据置2年以内） （運）7年以内（うち据置2年以内）	特別利率①② 基準利率－0.2% 基準利率			
企業活力強化貸	企業活力強化資金	経営の近代化、合理化や下請中小企業の振興を図る方など	設備・運転資金	直接貸付 7億2千万円 （うち運転資金2億5千万円） 代理貸付 1億2千万円	（設）20年以内（うち据置2年以内） （運）7年以内（うち据置2年以内）	特別利率①②③ 基準利率－0.4% 基準利率	・担保設定の有無、担保の種類などについては、ご相談のうえ決めさせていただきます。 ・直接貸付において一定の要件に該当する場合には、経営責任者の方の個人保証が必要となります。	取扱期間 令和4年3月31日まで	直接貸付 （株）日本政策金融公庫 松江支店 中小企業事業
	IT活用促進資金	情報化投資を行う方		直接貸付 7億2千万円 （うち運転資金2億5千万円） 代理貸付 1億2千万円	（設）20年以内（うち据置2年以内） （運）7年以内（うち据置2年以内）	特別利率①②③ 基準利率			
	地域活性化・雇用促進資金	一定の雇用創出効果が見込める設備投資を行う方、地域への経済波及効果の高い事業活動に取り組む方		直接貸付 7億2千万円 （うち運転資金2億5千万円） 代理貸付 1億2千万円	（設）20年以内（うち据置2年以内） （運）7年以内（うち据置2年以内）	特別利率①②③ 基準利率			
	海外展開・事業再編資金	海外展開や海外展開事業の再編を行う方		直接貸付 14億4千万円（別枠） （うち運転資金9億6千万円） 代理貸付 1億2千万円（別枠）	（設）20年以内（うち据置原則2年以内） （運）原則7年以内（うち据置原則2年以内）	特別利率①②（上限3%） 基準利率－0.65%（上限3%） 基準利率－0.4%（上限3%） 基準利率（上限3%）			

貸付	事業承継・集約・活性化支援資金	事業や企業を承継・集約化する方など		直接貸付 7億2千万円（別枠）	（設）20年以内（うち据置2年以内） （運）原則7年以内（うち据置2年以内）	特別利率①②（上限3%） 基準利率－0.65%（上限3%） 基準利率－0.4%（上限3%） 基準利率（上限3%）		直接貸付 （株）日本政策金融公庫 松江支店 中小企業事業
	観光産業等生産性向上資金	観光に関する事業を行う方であり、かつ、事業計画を策定し、生産性向上に向けた取組みを図る方		直接貸付 7億2千万円（うち運転資金2億5千万円）	（設）20年以内（うち措置2年以内） （運）7年以内（うち措置2年以内）	基準利率－0.4% 基準利率		
	働き方改革推進支援資金	働き方改革の推進や多様な人材の活用促進に取り組む方など		直接貸付 7億2千万円（うち運転資金2億5千万円）	（設）20年以内（うち措置2年以内） （運）7年以内（うち措置2年以内）	特別利率①② 基準利率		
環境・エネルギー対策貸付	環境・エネルギー対策資金	非化石エネルギー設備や、省エネルギー設備を設置する方、産業公害防止施設などを設置する方など	設備・運転資金	直接貸付 7億2千万円（うち運転資金2億5千万円） 代理貸付 1億2千万円	（設）20年以内（うち据置2年以内） （運）7年以内（うち据置2年以内）	特別利率①②③ 基準利率－0.65% 基準利率	取扱期間 令和4年3月31日まで ・担保設定の有無、担保の種類などについては、ご相談のうえ決めさせていただきます。 ・直接貸付において一定の要件に該当する場合には、経営責任者の方の個人保証が必要となります。	直接貸付 （株）日本政策金融公庫 松江支店 中小企業事業 代理貸付 代理店窓口（ほとんどの銀行、信用金庫、信用組合が代理店です）
	社会環境対応施設整備資金	災害等の発生に備えて防災に資する施設などを整備する方		直接貸付 7億2千万円（うち運転資金2億5千万円） 代理貸付 1億2千万円	（設）20年以内（うち据置2年以内） （運）7年以内（うち据置2年以内）	特別利率①②③ 基準利率		
セーフティネット貸付	経営環境変化対応資金	一時的な売上高の減少等業況が悪化している方、社会的な要因による業況悪化により資金繰りに支障をきたしている方など	設備・運転資金	直接貸付 7億2千万円	（設）15年以内（うち据置3年以内） （運）8年以内（うち据置3年以内）	基準利率 （長期運転資金に限り、上限3%）	取扱期間 令和4年3月31日まで ・担保設定の有無、担保の種類などについては、ご相談のうえ決めさせていただきます。 ・直接貸付において一定の要件に該当する場合には、経営責任者の方の個人保証が必要となります。	直接貸付 （株）日本政策金融公庫 松江支店 中小企業事業
	金融環境変化対応資金	金融機関との取引状況の変化により一時的に資金繰りが悪化している方		直接貸付 3億円（別枠）	（設）15年以内（うち据置3年以内） （運）8年以内（うち据置3年以内）	基準利率 （長期運転資金に限り、上限3%）		
	取引企業倒産対応資金	関連企業の倒産に伴い資金繰りに困難をきたしている方	運転資金	直接貸付・代理貸付（別枠） 1億5千万円	（運）8年以内（うち据置3年以内）	基準利率		
企業再	企業再建資金	経営改善や経営再建などに取り組む方	設備・運転資金	直接貸付 7億2千万円（別枠）	（設）20年以内（うち据置2年以内） （運）15年以内（一定の要件を満たす場合20年以内）（うち据置2年以内）	基準利率（上限3%） 基準利率－0.65%（上限3%） 基準利率－0.9%（上限3%）	取扱期間 令和4年3月31日まで ・担保設定の有無、担保の種類などについては、ご相談のうえ決めさせていただきます。 ・直接貸付にお	直接貸付 （株）日本政策金融公庫 松江支店 中小企業事業

生貸付	事業再生支援資金	〈アーリーDIP〉 民事再生法の規定による再生手続開始の申立てなどを行った方 〈レイターDIP〉 民事再生法に基づく再生計画の認可決定等を受けた方	直接貸付 7億2千万円 (うち運転資金2億5千万円)	〈アーリーDIP〉 1年以内(うち据置1年以内) 〈レイターDIP〉 (設)10年以内(うち据置2年以内) (運)5年以内(うち据置2年以内)	基準利率(上限3%)	いて一定の要件に該当する場合には、経営責任者の方の個人保証が必要となります。		
新型コロナウイルス感染症特別貸付	新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的な売上高の減少等業況が悪化している方	設備・運転資金	直接貸付 6億円(別枠)	(設)20年以内(うち据置5年以内) (運)15年以内(うち据置5年以内)	基準利率-0.9%(融資後3年間) 基準利率(融資後4年目以降)	無担保・無保証人	詳しくは右記窓口にお問い合わせください。	直接貸付 (株)日本政策金融公庫松江支店 中小企業事業

(注) 融資利率について、信用リスク・融資期間等に応じて所定の利率が適用されます。

令和3年度 中小企業主要融資・助成制度一覧表

・日本政策金融公庫 国民生活事業

令和3年4月1日時点

名称	融資（助成）対象者	資金（助成金）用途	貸付（助成金）限度	償還期限	貸付利率	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 （窓口官公庁）
一般貸付	事業を営む方（ほとんどの業種の方にご利用いただけます。）	設備資金及び運転資金	4,800万円 特定設備資金：7,200万円	設備資金：10年以内（2年以内） 特定設備資金：20年以内（2年以内） 運転資金：7年以内（1年以内）	基準利率	お客様のご希望を伺いながらご相談させていただきます。	随時	日本政策金融公庫 国民生活事業
マル経融資 （小規模事業者経営改善資金）	商工会議所、商工会または都道府県商工会連合会の実施する経営指導を受けている方であって、商工会議所等の長の推薦を受けた方	設備資金及び運転資金	2,000万円	設備資金：10年以内（2年以内） 運転資金：7年以内（1年以内）	特別利率F	無担保・無保証人	随時	商工会議所 商工会 商工会連合会
小規模事業者経営発達支援資金	経営発達支援計画の認定を受けた商工会議所・商工会から事業計画の策定・実施の支援を受け、持続的発展に取り組む小規模事業者の方	設備資金及び運転資金	7,200万円（うち運転資金4,800万円）	設備資金：20年以内（2年以内） 運転資金：8年以内（2年以内） （*）従業員数5人以下の場合は据置期間3年以内	特別利率A	お客さまのご希望を伺いながらご相談させていただきます。	随時	商工会議所 商工会 商工会連合会
一般貸付（生活衛生貸付）	生活衛生関係の事業を営む方	設備資金	7,200万円～4億8,000万円	13年以内（1年以内）	基準利率 特別利率A, B, C, Q 一般公衆浴場業の場合は特別利率E	お客様のご希望を伺いながらご相談させていただきます。	随時	日本政策金融公庫 国民生活事業又は各生活衛生同業組合及び 県生活衛生営業指導センター
振興事業貸付	振興計画の認定を受けている生活衛生同業組合の組合員であって、生活衛生関係の事業を営む方	設備資金及び運転資金	設備資金：1億5,000万円～7億2,000万円 運転資金：5,700万円	設備資金：20年以内（2年以内） 運転資金：7年以内（2年以内）	基準利率 特別利率A, B, C, Q 一般公衆浴場業の場合は特別利率E	お客様のご希望を伺いながらご相談させていただきます。	随時	日本政策金融公庫 国民生活事業又は各生活衛生同業組合及び 県生活衛生営業指導センター
生活衛生改善貸付	生活衛生関係の事業を営んでおり、生活衛生同業組合等の実施する経営指導を受けている方であって、生活衛生同業組合等の長の推薦を受けた方	設備資金及び運転資金	2,000万円	設備資金：10年以内（2年以内） 運転資金：7年以内（1年以内）	特別利率F	無担保・無保証人	随時	各生活衛生同業組合
経営環境変化対応資金（生活衛生セーフティネット貸付）＜特別貸付＞	振興計画の認定を受けている生活衛生同業組合の組合員の方であって、売上減少等の業況悪化を来している方	運転資金	5,700万円	8年以内（3年以内）	基準利率	お客様のご希望を伺いながらご相談させていただきます。	随時	日本生活金融公庫 国民生活事業又は生活衛生同業組合及び 県生活衛生営業指導センター
金融環境変化対応資金（生活衛生セーフティネット貸付）＜特別貸付＞	振興計画の認定を受けている生活衛生同業組合の組合員の方であって、取引金融機関との取引状況の変化等一定の要件を満たす方	運転資金	別枠4,000万円	8年以内（3年以内）	基準利率	お客様のご希望を伺いながらご相談させていただきます。	随時	日本生活金融公庫 国民生活事業又は生活衛生同業組合及び 県生活衛生営業指導センター

特別貸付	新企業育成貸付	新規開業資金	新たに事業を始める方、事業開始後おおむね7年以内の方	設備資金及び運転資金	7,200万円（うち運転資金4,800万円）	設備資金：20年以内（2年以内） 運転資金：7年以内（2年以内）	基準利率 特別利率A, B, C	お客様のご希望を伺いながらご相談させていただきます。	随時	日本政策金融公庫 国民生活事業
		女性、若者/シニア起業家資金	女性または35歳未満か55歳以上の方であって、新たに事業を始める方、事業開始後おおむね7年以内の方		7,200万円（うち運転資金4,800万円）	設備資金：20年以内（2年以内） 運転資金：7年以内（2年以内）	基準利率 特別利率A, B, C			
		中小企業経営力強化資金	外部専門家の指導や助言、または「中小企業の会計に関する基本要領」の適用などにより、経営力の強化を図る方		7,200万円（うち運転資金4,800万円）	設備資金：20年以内（2年以内） 運転資金：7年以内（2年以内）	基準利率 特別利率A			
		再挑戦支援資金（再チャレンジ支援融資）	廃業歴等ある方など一定の要件に該当する方で、新たに事業を始める方や事業開始後おおむね7年以内の方		7,200万円（うち運転資金4,800万円）	設備資金：20年以内（2年以内） 運転資金：7年以内（2年以内）	基準利率 特別利率A, B			
		新事業活動促進資金	経営多角化、事業転換などにより、第二創業などを行う方		7,200万円（うち運転資金4,800万円）	設備資金：20年以内（2年以内） 運転資金：7年以内（2年以内）	基準利率 特別利率A, B, C, P			
	セーフティネット貸付	経営環境変化資金	売上が減少するなど業況が悪化している方	設備資金及び運転資金	4,800万円	設備資金：15年以内（3年以内） 運転資金：8年以内（3年以内）	基準利率			
		金融環境変化資金	取引金融機関の経営破たんなどにより、資金繰りに困難を来している方		別枠 4,000万円	設備資金：15年以内（3年以内） 運転資金：8年以内（3年以内）	基準利率			
		取引企業倒産対応資金	取引企業などの倒産により経営に困難を来している方	運転資金	別枠 3,000万円	運転資金：8年以内（3年以内）	基準利率			
	企業再生貸付	企業再建資金	中小企業再生支援協議会の関与もしくは民事再生法に基づく再生計画の認可などにより企業の再建を図る方	設備資金及び運転資金	7,200万円（うち運転資金4,800万円）	設備資金：20年以内（2年以内） 運転資金：原則15年以内（2年以内）	基準利率 特別利率A, C, D			
	企業活力強化貸付	企業活力強化資金	卸売業、小売業、飲食サービス業、サービス業または一定の要件を満たす不動産賃貸業を営む方で、店舗の新築・増改築や機械設備の導入を行う方など	設備資金及び運転資金	7,200万円（うち運転資金4,800万円）	設備資金：20年以内（2年以内） 運転資金：7年以内（2年以内）	基準利率 特別利率A, B, C, Q			
		IT資金	情報化投資を行う方		7,200万円（うち運転資金4,800万円）	設備資金：20年以内（2年以内） 運転資金：7年以内（2年以内）	基準利率 特別利率A, B, C			
		地域活性化・雇用促進資金	承認地域経済牽引事業計画などに従って事業を行う方または雇用創出効果が見込まれる設備投資を行う方など		7,200万円（うち運転資金4,800万円）	設備資金：20年以内（2年以内） 運転資金：7年以内（2年以内）	基準利率 特別利率A, B, C			

	海外展開・事業再編資金	海外展開を図る方など		7,200万円（うち運転資金4,800万円）	設備資金：20年以内（2年以内） 運転資金：7年以内（2年以内）	基準利率 特別利率A, B, D, Q			
	ソーシャルビジネス支援資金	社会的課題の解決を目的とする事業を営む方など		別枠7,200万円（うち運転資金4,800万円）	設備資金：20年以内（2年以内） 運転資金：7年以内（2年以内）	基準利率 特別利率A, B			
	事業承継・集約・活性化支援資金	事業を承継する方など		別枠7,200万円（うち運転資金4,800万円）	設備資金：20年以内（2年以内） 運転資金：7年以内。ただし、既往の公庫融資の借換を含む場合、8年以内（2年以内）	基準利率 特別利率A, B, D, Q			
	働き方改革推進支援資金	非正規雇用の処遇改善に取り組む方や従業員の長時間労働の是正に取り組む方など		7,200万円（うち運転資金4,800万円）	設備資金：20年以内（2年以内） 運転資金：7年以内（2年以内）	特別利率A, B			
	観光産業等生産性向上資金	観光に関する事業を営み、生産性向上に向けた取組みを図る方		7,200万円（うち運転資金4,800万円）	設備資金：20年以内（2年以内） 運転資金：7年以内（2年以内）	特別利率Q			
	食品貸付	食品関係の小売業・製造小売業または花き小売業を営む方で、店舗の新築・増改築、機械設備の導入、フランチャイズチェーンへの加盟などを行う方	設備資金	7,200万円	設備資金：20年以内（2年以内）	基準利率 特別利率A, B, C			
	環境・エネルギー対策貸付	環境・エネルギー対策資金	非化石エネルギー設備や省エネルギー効果の高い設備を導入する方または環境対応の促進を図る方	設備資金及び運転資金	7,200万円（うち運転資金4,800万円）	設備資金：20年以内（2年以内） 運転資金：7年以内（2年以内）	基準利率 特別利率A, B		
	新型コロナウイルス感染症特別貸付	新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が減少するなど業況が悪化している方	設備資金及び運転資金	別枠8,000万円	設備資金：20年以内（5年以内） 運転資金：15年以内（5年以内）	基準利率 ただし、6,000万円を限度として融資後3年目までは基準利率-0.9%（注）、4年目以降は基準利率	無担保	随時	日本政策金融公庫 国民生活事業
	新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付（新型コロナ対策資本性劣後ローン）	新型コロナウイルス感染症の影響を受けているスタートアップ企業や事業再生に取り組む方等	設備資金及び運転資金	別枠7,200万円	設備資金、運転資金ともに5年1ヵ月、10年、20年のいずれか（期限一括返済）	ご融資後3年間は0.95% ご融資後3年経過後は、毎年直近決算の業績に応じて、2区分の利率が適用されます。	無担保・無保証人	随時	日本政策金融公庫 国民生活事業

※貸付利率は、お使いみち、ご返済期間または担保の有無によって異なる利率が適用されます

令和3年度 中小企業主要融資・助成制度一覧表

・信用保証協会

令和3年4月1日時点

名称 (取扱開始日)	融資(助成)対象者	資金(助成金)使途	貸付(助成金)限度	償還期限等	貸付利率等	保証及び担保等	申込期日	申込先
普通保証	一般的な事業資金が必要な方	設備資金 運転資金	個人・法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円	20年以内	貸付利率・・・金融機関所定 保証料率・・・0.45~2.20%	保証人・・・原則として法人代表者以外不要 担保・・・必要に応じ要	随時	取扱金融機関
当座貸越根保証	反復継続的、安定的に資金を必要とされる方	設備資金 運転資金	2億8,000万円	2年以内 (更新可能)	貸付利率・・・金融機関所定 保証料率・・・0.39~1.62%	保証人・・・原則として法人代表者以外不要 担保・・・原則5,000万円以下は不要 5,000万円超は要	随時	取扱金融機関
無担保当座貸越根保証「リード5000」	無担保にて反復継続的、安定的に資金を必要とされる方	設備資金 運転資金	5,000万円	2年以内 (更新可能)	貸付利率・・・金融機関所定 保証料率・・・0.39~1.15%	保証人・・・原則として法人代表者以外不要 担保・・・不要	随時 取扱期間 新規保証は令和4年3月31日まで	取扱金融機関
無担保・無保証人当座貸越根保証「プレミア」	無担保・無保証人にて反復継続的、安定的に資金を必要とされる方	設備資金 運転資金	2億円	2年以内 (更新可能)	貸付利率・・・金融機関所定 保証料率・・・0.39~0.85%	保証人・・・不要 担保・・・不要	随時	取扱金融機関
事業者カードローン当座貸越根保証	カード等を用いて反復継続的に小口資金を必要とされる方	設備資金 運転資金	2,000万円	2年以内 (更新可能)	貸付利率・・・金融機関所定 保証料率・・・0.39~1.62%	保証人・・・原則として法人代表者以外不要 担保・・・原則不要	随時	取扱金融機関
ビジネスカードローン当座貸越根保証「ほっと300」	カード等を用いて反復継続的に小口資金を必要とされる方	設備資金 運転資金	300万円 (創業後1年未満の方及び白色申告を行う個人事業者は100万円)	2年以内 (更新可能)	貸付利率・・・金融機関所定 保証料率・・・0.39~1.62%	保証人・・・原則として法人代表者以外不要 担保・・・不要	随時	取扱金融機関
財務要件型無保証人保証「あんしん」	経営者保証を不要とする保証を希望される方	設備資金 運転資金	2億8,000万円	一括返済 2年以内 分割返済 設備10年以内 運転7年以内 当座貸越 2年以内(更新可能)	貸付利率・・・金融機関所定 保証料率・・・0.39~1.62%	保証人・・・不要 担保・・・必要に応じ要	随時	取扱金融機関
アドバンス3000保証	一般的な事業資金が早急に必要な方	設備資金 運転資金	3,000万円	1年以内	貸付利率・・・金融機関所定 保証料率・・・0.45~1.35%	保証人・・・不要 担保・・・不要	随時	取扱金融機関
小口零細企業保証「グロース」	小規模企業者であって、一般的な事業資金が早急に必要な方	設備資金 運転資金	2,000万円 (既存の保証付融資残高を含め2,000万円の範囲内となる新規の保証に限る)	10年以内 期日一括返済の場合は1年以内	貸付利率・・・金融機関所定 保証料率・・・0.50~2.20%	保証人・・・原則として法人代表者以外不要 担保・・・原則不要	随時	取扱金融機関
小口保証制度「かなえ」	一般的な事業資金が早急に必要な方	設備資金 運転資金	1,000万円	7年以内	貸付利率・・・責任共有1.80%、責任共有外1.60% 保証料率・・・0.45~1.55%	保証人・・・原則として法人代表者以外不要 担保・・・不要	随時 取扱期間 令和4年3月31日まで	商工会議所 商工会

事業承継特別保証	事業承継を行う方	設備資金 運転資金	法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円	10年以内 期日一括返済の場合は 1年以内	貸付利率・・・金融機関所 定 保証料率・・・0.45~1.90% (経営者保証コディネーターによ る確認を受けた場合は0.20 ~1.15%)	保証人・・・不要 担 保・・・必要に応じ要	随時	取扱金融機関
経営力強化保証	認定経営革新等支援 機関の支援を受け経 営改善計画を作成さ れた方	設備資金 運転資金	個人・法人 2億8,0 00万円 組合 4億8,000万 円	一括返済 1年以内 分割返済 設備7年以内 運転5年以内 但し、借換は10年以内	貸付利率・・・金融機関所 定 保証料率・・・0.45~2.00%	保証人・・・原則として法人代表者以外不 要 担 保・・・必要に応じ要	随時	取扱金融機関
伴走支援型特別保証制度 (R3.4.1)	新型コロナウイルス感 染症により影響を受け ており、経営行動に係 る計画を策定された方	設備資金 運転資金	4,000万円	10年以内 (据置期間5年以内) 一括返済の場合は1年以 内	貸付利率・・・金融機関所定 保証料率・・・0.20%	保証人・・・原則として法人代表者以外不要 担 保・・・必要に応じ要	令和3年4月1日から 令和4年3月31日ま で	取扱金融機関
事業再生計画実施関連保証 (経営改善サポート保証)	経営サポート会議や中 小企業再生支援協議 会等の支援により作成 した再生計画等に従っ て事業再生に取り組む 方	設備資金 運転資金	個人・法人 2億8,000万 円 組合 4億8,000万円	一括返済 1年以内 分割返済 15年以内	貸付利率・・・金融機関所 定 保証料率・・・0.45~0.91%	保証人・・・原則として法人代表者以外不要 担 保・・・必要に応じ要	随時	取扱金融機関
事業再生計画実施関連保証 (感染症対応型) (R3.4.1)	経営サポート会議や中 小企業再生支援協議 会等の支援により作成 した再生計画等に従っ て事業再生に取り組む 方	設備資金 運転資金	個人・法人 2億8,000万 円 組合 4億8,000万円	一括返済 1年以内 分割返済 15年以内 (据置期間5年以内)	貸付利率・・・金融機関所定 保証料率・・・0.20%		令和3年4月1日から 令和4年3月31日ま で	取扱金融機関
特定社債保証(私募債)	一定の要件(適債基 準)を備えた中小企 業者が発行する社債 (私募債)に対して 行う保証	設備資金 運転資金	社債発行限度額 5億6,000万円 保証限度額 4億5,000万円 (保証割合80%)	2年以上7年以内	貸付利率・・・金融機関所 定 保証料率・・・0.45~1.90%	保証人・・・不要 担 保・・・2億円超は原則要	随時	取扱金融機関
流動資産担保融資保証(ABL 保証)	売掛債権及び棚卸資 産を担保とした借入 について行う保証	設備資金 運転資金	2億5,000万円 保証限度額 2億円 (保証割合80%)	1年以内 (更新可能)	貸付利率・・・金融機関所 定 保証料率・・・0.68%	保証人・・・原則として法人代表者以外不 要 担 保・・・申込人の有する流動資産 (個別保証の場合は売掛債権のみ)	随時	取扱金融機関

令和3年度 市町村融資・助成制度一覧表

・松江市

令和3年4月1日時点

名称	融資（助成）対象者	資金（助成金）用途	貸付（助成金）限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 （窓口官公庁）
中小企業制度融資 信用保証料補給金	島根県中小企業制度融資のうち ①創業者支援資金 ②小規模企業育成資金 ③小規模企業特別資金 ④経営力強化支援基金 ⑤経営改善サポート資金 ⑥一般資金 の信用保証料を令和3年4月1日から 令和4年3月31日までに支払った市内 中小企業者（個人、法人、組合等）で市 税を滞納していないもの	①～⑥については、設備資金およ び運転資金、借換資金	信用保証料の一括払い分または 分割払いの初回分を補給対象とす る。 ①創業者支援資金 [補給率] 1/3 ②小規模企業育成資金 ③小規模企業特別資金 ④一般設備資金 ⑤経営改善サポート資金 ⑥一般資金 [補給率] 資金の用途が設備の場 合は1/3、設備および運転の場 合は1/3、運転の場合は 1/6、借換の場合は1/6 ①～⑥の保証料率の範囲は 責任共有制度対象外のもの 1.1%以下の部分 責任共有制度対象のもの 0.95%以下の部分 ただし、①～⑥については、資金使 途が設備の場合、又は設備及び運 転の場合は30万円を上限とする。 運転資金のみの場合、または借換 資金の場合は10万円を上限とす る。				令和4年3月31日まで	松江市 本庁商工企画課
松江市チャレンジショッ プ事業費補助金	松江市に主たる事業所又は住所 を有する者。ただし、市税を滞 納していない者に限る。	中心市街地又は一部商工会管内 の空店舗等に出店する事業者に 対し、家賃、広告宣伝費、改修 費の一部を助成する事業	家賃：1/2（一か月あたりの 上限6万円、12か月） 広告宣伝費：1/2（上限20 万円） 改修費：1/2（上限150万 円） ただし、補助総額上限150万 円				随時	松江市 本庁商工企画課
松江市地域商業機能維 持・向上支援事業補助金	松江商工会議所、まつえ北商工 会、まつえ南商工会、東出雲町 商工会	・買い物不便対策事業 買物困難地域において、松江市内 に事業所を有する中小企業者等、 又は有する予定の中小企業者等が 実施する集落地店舗を整備し生活 物資を販売する事業	対象経費の1/2（上限100 万円）				随時	松江市 本庁商工企画課

		・移動販売・宅配支援事業 買物困難地域を含む地域において、松江市内に事業所を有する中小企業者等、又は有する予定の中小企業者等が実施する生活物資の移動販売又は宅配を実施する事業					
松江市小規模企業持続化補助金	市内に事業所を有する小規模企業者	未定	対象経費の2/3（上限20万円）			未定	松江市 本庁商工企画課
まつえ農水商工連携事業推進協議会助成金	まつえ農水商工連携事業の目的に沿った連携事業を行う事業者で協議会が認めたもの。	[新商品開発・改良支援事業] まつえ農水商工連携事業の目的に沿った新商品開発又は既存商品改良であり、協議会が承認したもの。 (1) 原材料購入費 (2) 試作にかかる委託費 (3) パッケージ等のデザイン経費 (4) 成分分析等の検査に係る経費 (5) 専門家招聘に係る謝金 (6) 試験販売に係る経費 (7) その他協議会が必要と認めるもの	(1) 新商品開発事業 対象経費の全額とし、同一事業者に対する同一年度内の助成は10万円を上限とする。 (2) 商品改良事業 対象経費の3分の2以内の額(1,000円未満切り捨て) ただし、同一事業者に対する同一年度内の助成は10万円を上限とする。			随時	松江市 本庁商工企画課
		[販路拡大支援事業] まつえ農水商工連携事業の目的に沿った商品の販路拡大のために展示会への出展に係る経費の支援で、協議会が承認したもの。 (1) 小間料・出展料 (2) 輸送経費 (3) 自社の展示ブースの装飾作成に係る経費 (4) PR媒体作成に係る経費 (5) その他協議会が必要と認めるもの	補助率10分の10以内とし、1年度1事業者あたり上限額10万円				
中小企業人材育成支援事業補助金	補助対象者は、次の各号の全てに該当する者とする ①松江市内に事業所を有する中小企業者(製造業・情報通信業) ②市税を滞納していない者	人材育成計画に基づき自らが計画して主催する研修会及び教育訓練の実施、他のものが主催する研修会及び教育訓練への派遣を行う事業	補助対象経費の2分の1以内の額(1,000円未満切り捨て) ただし、50万円を上限とし、同一年度内における補助対象者に対する補助は1回			令和4年3月31日まで	松江市 まつえ産業支援センター

設備導入支援事業補助金	<p>補助対象者は、次の各号の全てに該当する者とする。</p> <p>①松江市内に事業所を有する製造業に属する事業を主たる事業として営む中小企業者。ただし、市内において1年以上継続して事業を営み、かつ、個人にあつては、市内に1年以上住所を有すること。</p> <p>②市税を滞納していない者</p>	<p>工作機械等を導入する事業（先端設備等導入計画などの生産性向上が見込める計画の認定等を受けたもの）。なお、導入には公益財団法人しまね産業振興財団の実施する設備貸与制度を利用した導入を含むものとするが、リース・レンタルによる導入は含まないものとする</p>	<p>取得価格が80万円以上の工作機械等の取得に要する経費（以下「取得価額」という）取得価額の10%以内の額（1,000円未満切り捨て）とし、1年度1社あたり200万円を上限とする</p>				令和4年3月31日まで	松江市 まつえ産業支援センター
販路開拓支援事業補助金	<p>展示会等出展事業にあつては、次に掲げる①および②の要件を満たす事業者とし、オンライン商談推進事業にあつては①から③までの要件を満たす事業者とする</p> <p>①市内に事業所を有する中小企業者であること ただし、市外の事業所が中心的に事業を実施する場合を除く</p> <p>②市税を滞納していない者</p> <p>③製造業を主たる事業として営んでいること</p>	<p>(1)展示会等出展事業 県外で開催される展示会に出展し、新規取引先の開拓を図る事業（物販を主たる目的とするものを除く）</p> <p>(2)オンライン商談推進事業 オンライン商談に必要な機材を整備し、受注機会の増大を図る事業</p>	<p>補助対象経費の2分の1(1,000円未満切り捨て)以内 ただし、1年度1社あたり80万円を上限とする</p> <p>ただし、オンライン商談推進事業に係る補助金の交付は同一事業者につき、一回限りとする</p>				令和4年3月31日まで	松江市 まつえ産業支援センター
新製品開発支援事業補助金	<p>補助対象者は、次の各号の全てに該当する者とする</p> <p>①市内に事業所を有する製造業を主たる事業で営む中小企業者で、市税を滞納していない者</p> <p>②構成員の2分の1以上が市内の中小企業者等で構成する企業グループで、市内に事業所を有する中小企業者の構成員が市税を滞納していないもの</p>	<p>①開発スタートアップ支援事業 ア：地域や行政の課題解決につながる試作開発 イ：自社の競争力強化につながる試作開発 ウ：自社のITシステムの試作開発</p> <p>②実用化製品化支援事業 試作開発が終わり、製品・技術そのものの付加価値を高めるための実用化製品化</p>	<p>①開発スタートアップ支援事業 補助対象経費の2分の1以内の額（1,000円未満切り捨て）ただし、30万円を下限とし、100万円を上限とする</p> <p>②実用化製品化支援事業 ア：開発スタートアップ支援事業のアに係る試作開発・・・補助対象経費の3分の2以内の額（1,000円未満切り捨て）ただし、300万円を上限とする</p> <p>イ：開発スタートアップ支援事業のイに係る試作開発・・・補助対象経費の2分の1以内の額（1,000円未満切り捨て）ただし、300万円を上限とする</p>				令和4年3月31日まで	松江市 まつえ産業支援センター

<p>中小企業プロジェクト連携支援事業補助金</p>	<p>補助対象者は次の各号の全てに該当する者とする ①市内に事業所を有する製造業を主たる事業で営む中小企業者が幹事となり、構成員の2分の1以上が市内の中小企業者等で構成する企業グループ ②市内に事業所を有する中小企業者の構成員が市税を滞納していないもの</p>	<p>個社では解決困難な新製品・新技術開発、販路開拓、共同受発注、事業承継等の課題に対応するために取り組む研究、研修、勉強会等のプロジェクト連携事業</p>	<p>補助対象経費の3分の2以内の額（1,000円未満切り捨て） ただし、50万円を上限とする同一グループへの補助は、3年度を限度とし、同一年度内における補助対象者に対する補助は1回とする</p>				<p>令和4年3月31日まで</p>	<p>松江市 まつえ産業支援センター</p>
<p>海外向け商品開発・販売促進事業補助金</p>	<p>補助対象者は、次の各号の全てに該当する者とする。 ①松江市内に事業所を有する中小企業者 ②市税を滞納していない者</p>	<p>市内事業者が行う海外市場開拓・拡大のために行う事業</p>	<p>補助対象経費の2分の1以内の額（1,000円未満切り捨て） ただし20万円を上限とし、同一年度内における補助対象者に対する補助は1回とする。</p>				<p>令和4年3月31日まで</p>	<p>松江市 まつえ産業支援センター</p>
<p>小規模企業者支援事業補助金</p>	<p>補助対象者は、次の各号の全てに該当する者とする。 (1) 市内に事業所を有する製造業を主たる事業で営む小規模経営者 (2) 市税を滞納していない者</p>	<p>(1)人材育成支援事業 新規受注、後継者育成、技術者養成(多能工化)等に対応する研修及び教育訓練の実施または派遣を行う事業 (2)設備導入支援事業 新規受注、生産性の向上及び維持等に必要な工作機械等の取得及び更新並びに補修を行う事業 (3)IT化推進支援事業 新規受注、生産性の向上等に必要ソフトウェア等の導入およびウェブサイトの開設を行う事業 (4)オンライン商談推進事業 オンライン商談に必要な機材を整備し、受注機会の増大を図る事業</p>	<p>(1)人材育成支援事業 研修会及び教育訓練に要する経費(謝金、旅費(研修講師招聘旅費(宿泊費含む。)、受講者参加旅費(宿泊費除く。)、委託料(研修業務委託費)、会場借上料、教材費及び受講料) (2)設備導入支援事業 1台あたり10万円以上80万円未満の工作機械等の取得及び更新並びに補修に要する経費 (3)IT化推進支援事業 一式あたり10万円以上80万円未満のソフトウェア等の取得及びウェブサイトの開設に要する経費 (4)オンライン商談推進事業 オンライン商談に必要な環境整備に要する経費(タブレットやPCなど汎用性がある目的外使用になり得るものは除くものとし、購入費一式20万円を上限とする) 補助対象経費の3分の2以内の額(1,000円未満切捨)とし、1年度1社あたり30万円を上限とする。</p>				<p>令和4年3月31日まで</p>	<p>松江市 まつえ産業支援センター</p>

<p>現場改善活動推進支援事業補助金</p>	<p>補助対象者は、次の各号の全てに該当する者とする。</p> <p>(1)改善実践事業 市税を滞納していない中小企業者のうち、松江市内に事業所を有し、製造業に属する事業を主たる事業として営むもの</p> <p>(2)教育訓練事業 次のいずれかに該当する者とする。</p> <p>ア 市税を滞納していない中小企業者のうち、松江市内に事業所を有し、製造業に属する事業を主たる事業として営むもの</p> <p>イ 中小企業者で松江市内に事業所を有し、製造業に属する事業を主たる事業として営む中小企業者が幹事となり、構成企業の2分の1以上が市内に事業所を有し、製造業に属する事業を主たる事業として営む中小企業者であり、市内の事業所を事業の主な対象とする企業が市税を滞納していないグループ</p>	<p>(1)改善実践事業 ア 現場改善の基礎づくり事業 現場改善活動の効果的な実施及びその定着化のための基礎的な実践の取組 イ 現場改善による付加価値額向上事業 機械装置等既存設備の改造又は製造工程の見直しにより、生産効率の向上又は製造コストの低減を図る取組</p> <p>(2)教育訓練事業 ア 研修派遣事業 社外で開催される研修等教育訓練への参加による、現場改善活動の実施に必要な知識の習得や社内リーダー養成等の取組 イ 指導専門家招へい事業 外部専門家の指導により、現場改善活動の効果的かつ継続的な実施を図る取組</p>	<p>事前の改善計画の社内検討及び適切な専門家の所見により、当該事業年度内において改善実施後の効果が認められるもの。</p> <p>(1)改善実施事業 ア 現場改善の基礎づくり事業 補助対象経費の2分の1以内の額（1,000円未満切捨）。ただし、1社あたり10万円を上限とする。 イ 現場改善による付加価値額向上事業 補助対象経費の2分の1以内の額（1,000円未満切捨）。ただし、1社あたり30万円を上限とする。</p> <p>(2)教育訓練事業 補助対象経費の2分の1以内の額（1,000円未満切捨）。ただし、市内企業1社あたり30万円を上限とする。 ※4社以上で構成するグループは1グループあたり100万円を上限とする。</p>				<p>令和4年3月31日まで</p>	<p>松江市 まつえ産業支援センター</p>
<p>ソフトウェア導入支援事業補助金</p>	<p>補助対象者は、次の各号の全てに該当する者とする。</p> <p>(1)松江市内に事業所を有する製造業に属する事業を主たる事業として営む中小企業者</p> <p>(2)市税を滞納していない者</p>	<p>(1)生産管理支援事業 生産工程における製品や情報など総合的に管理するために必要なソフトウェア。</p> <p>(2)製品等開発促進支援事業 製品等の開発を促進するために必要なソフトウェア。</p> <p>なお、導入には公益財団法人しまね産業振興財団の実施する設備貸与制度を利用した導入を含むものとする。</p>	<p>(1)生産管理支援事業 補助対象経費の2分の1以内の額（1,000円未満切捨）とする。ただし、100万円を上限とし、同一年度内における補助対象者に対する補助は、1回を限度とする。</p> <p>(2)製品等開発促進支援事業 補助対象経費の3分の1以内の額（1,000円未満切捨）とする。ただし、50万円を上限とし、同一年度内における補助対象者に対する補助は、1回を限度とする。</p>				<p>令和4年3月31日まで</p>	<p>松江市 まつえ産業支援センター</p>

新市場開拓（新型コロナ特別対策）支援事業補助金	補助対象者は、次の各号の全てに該当するものとする。 (1) 松江市内に事業所を有する製造業を営む中小企業者。 ただし、工作機械等の導入を交付対象事業とする場合は、市内において1年以上継続して事業を営み、かつ、個人事業主にあつては、市内に1年以上住所を有すること。 (2) 市税を滞納していない者	新市場開拓に必要な設備投資等を行う事業。 なお、新製品開発にかかる企画・設計から試作開発に必要な経費を含む。	補助対象経費の2分の1以内の額（1,000円未満切捨て）とし、上限は300万円、下限は100万円とする。ただし、同一年度内における補助事業者に対する補助金の交付は、1回を限度とする。				令和4年2月28日まで	まつえ産業支援センター
現場改善（新型コロナ特別対策）支援補助金	補助事業者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1) 製造業に属する事業を主たる事業として営む、市内に事業所を有する中小企業者 (2) 補助対象となる事業の完了時に市税を滞納していない者	市内で製造業を営む中小企業者が取り組む現場改善活動で、製造現場における現場改善活動として必要な事業。（当該補助金と同様の趣旨の他の補助金等の交付を受けている事業を除く。ただし、市長が認める場合はこの限りでない。）	補助対象経費の3分の2以内の額（1,000円未満切捨て）とし、50万円を上限とする。				令和4年2月28日まで	まつえ産業支援センター
人材育成（新型コロナ対策）支援事業補助金	補助事業者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1) 市内に事業所を有する中小企業者 (2) 補助対象となる事業の完了時に市税を滞納していない者	市内で製造業を営む中小企業者が、新型コロナ感染症の影響下で行う研修の開催又は受講に係る事業。	補助対象経費の2分の1以内の額（1,000円未満切捨て）とし、80万円を上限とする。				令和4年2月28日まで	まつえ産業支援センター
プロジェクト連携（新型コロナ特別対策）支援事業補助金	構成員の2分の1以上が市内の中小企業者等で構成する企業グループで、市内に事業所を有する中小企業者の構成員が市税を滞納していない者。	個社では解決困難な共同受発注、新製品・新技術開発、人材育成、販路開拓の課題に対応するため中小企業者等が企業グループを構成し連携して取り組む事業。	補助対象経費の3分の2以内の額（1,000円未満切捨て）とし、100万円を上限とする。				令和4年2月28日まで	まつえ産業支援センター

・浜田市

名称	融資（助成）対象者	資金（助成金）用途	貸付（助成金）限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 （窓口官公庁）
インキュベーション施設利用支援事業補助金	市内で計画、または事務所を有するもので以下のいずれか ・創業しようとする者 ・新規事業進出者 ・創業後5年以内の者	・インキュベーションルーム利用料金 ・電話料金 ・電気料金 ・コピー代	6万円				随時	浜田市 商工労働課 商工政策課
創業者支援資金補助金	市内での創業で、以下の融資をうける者 ・特別融資創業者支援 ・日本政策金融公庫 ・島根県信用保証協会	・利子 ・信用保証料	30万円				・融資実行日から30日以内	浜田市 商工労働課 商工政策課

起業支援事業補助金	以下すべてを満たす者 ・浜田市起業計画認定審査会において計画の認定を受けている者 ・市内で起業しようとする者	起業時の以下の経費 ・建築費 ・改修費 ・建物取得費 ・備品購入費 ・広告宣伝費	男性 20万円(1/2) 女性 30万円(1/2)				事業開始前	浜田市 商工労働課 商工政策課
商業支援事業補助金 【特記事項】 5年間は事業継続することが前提。5年以内の廃業は、補助金の返還が発生する場合があります。	以下すべてを満たす者 ・浜田市起業計画認定審査会において計画の認定を受けている者 ・小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業における開店計画を有する中小企業又は個人	1)小売店等開業支援事業 改修費、備品購入費、家賃、広告宣伝費	1) 200万円(1/2)				事業開始前	浜田市 商工労働課 商工政策課
	以下すべてを満たす者 ・浜田市起業計画認定審査会において計画の認定を受けている者 ・中小企業、組合、商工会議所、商工会、商工会連合会、商店街組織	2)商業環境整備事業 設備整備に係る経費	2) 200万円(1/2)					
	以下すべてを満たす者 ・浜田市起業計画認定審査会において計画の認定を受けている者 ・食料品、日用品の移動販売及び宅配を行う中小企業者、組合、商工会議所、商工会連合会、商工会、個人	3)移動販売支援事業 ①車両、備品購入費等 ②運営に要する経費(燃料費等)	3) ①200万円(1/2) ②1年目10万円 2年目8万円 3年目6万円					

・ 出雲市

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 (窓口官公庁)
----	-----------	-----------	-----------	------	------	--------	------	---------------------

出雲市中小企業信用保証料補助金		下記の制度融資を受けた市内中小企業者 ①島根県制度融資小規模企業育成資金 ②島根県制度融資小規模企業特別資金 ③島根県制度融資一般設備・運転資金 ④島根県制度融資一般借換資金 ⑤島根県制度融資創業者支援資金 ⑥島根県制度融資経営改善長期借換資金 ⑦島根県制度融資経営力強化支援資金 ⑧島根県制度融資経営安定化対策資金 ⑨島根県制度融資令和2年新型コロナウイルス対策資金	信用保証料	保証料の当初2年分のうち次のとおり補助 ①②0.84%以下の場合は、補助率2分の1 0.84%を超える場合は、0.42%を減じた率を用いて算出した額 ③0.92%以下の場合は補助率2分の1 0.92%を超える場合は、0.46%を減じた率を用いて算出した額 ④補助率2分の1（上限10万円） ⑤全額補助 ⑥全額補助（上限30万円） ⑦全額補助（上限30万円） ⑧補助率2分の1（上限10万円） ⑨全額補助（上限30万円）				随時	出雲商工会議所 平田商工会議所 出雲商工会 斐川町商工会	
出雲市地域商業等支援事業費補助金	小売店等開業支援事業	ア 一般枠	市内において小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、宿泊業の開店計画又は事業承継計画を有する中小企業者又は個人。	家賃、広告宣伝費	補助対象経費の1/2以内 【補助限度額】 1,500千円(ただし、家賃は月額100千円かつ12月分を上限とし、広告宣伝費は300千円を上限とする。)				随時	出雲商工会議所 平田商工会議所 出雲商工会 斐川町商工会
		イ 中山間地域枠	市内において、小売業に係る開店計画等を有する会社又は個人であり、食料品・日用品の販売により、地域住民の買い物不便対策に資する事業であること。	事業に必要と認められる改修費、備品購入費、備品リース料	補助対象経費の1/2以内 【補助限度額】2,000千円					
	移動販売・宅配支援事業	食料品・日用品の移動販売を行う中小企業者、組合、商工会議所、商工会、商工会連合会又は個人	ア 移動販売又は宅配に必要な車両及び設備の取得費、広告宣伝費 イ 移動販売又は宅配の運営に要する経費	ア 補助対象経費の1/2以内 イ 1年目50千円/1台 2年目40千円/1台 3年目30千円/1台 【補助限度額】 ア 2,000千円 イ 定額(上記参照。ただし、3年を上限とする。)						
	商業環境整備事業	中小企業者、組合、商工会議所、商工会、商工会連合会、個人又は法人格を持たない任意の団体であって組織・会計等に関する規約を有する商店街組織	施設設備の設置・取得・整備に要する経費	補助対象経費の1/2以内 【補助限度額】10,000千円						
	外国人接客向上支援事業	中小企業者、組合、商工会議所、商工会、商工会連合会、個人又は法人格を持たない任意の団体であって組織・会計等に関する規約を有する商店街組織	店舗及び商店街等において外国人の誘客を促すために必要な経費	補助対象経費の1/2以内 【補助限度額】 (店舗)50千円 (商店街等)200千円						

・益田市

名称	融資（助成）対象者	資金（助成金）用途	貸付（助成金）限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 (窓口官公庁)
----	-----------	-----------	-----------	------	------	--------	------	---------------------

新規創業・事業承継支援事業	創業3年以内の中小企業者（令和3年3月末までの創業および事業承継に限る）	創業日の属する月の末日から3年以内に経営把握のため商工会議所、商工会又は税理士へ支払った経費のうち次に掲げるものとする。 (1) 月次貴重処理経費 (2) 決算書等作成経費 (3) その他市長が認める経費	1事業所あたり6万円以内（千円未満の端数切捨て）				随時	益田市産業支援センター
益田市地域商業等支援事業費補助金	小売店等持続化支援事業次の要件をそれぞれ満たす中小企業又は個人 ①中心市街地活性化枠 (1) 小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業又は自動車整備業（以下「対象業種」）に係る開店計画を有する者 (2) 益田市中心市街地活性化基本計画において中心市街地として定められた区域において事業所を設置する開店計画を有する者 ②開業支援特別枠 (1) 対象業種に係る開店計画を有する者 (2) 特定創業支援事業による研修等を受けた者	①開業に要する家賃 ②開業又は事業承継に要する経費のうち、改修費、備品購入費、備品、リース料、家賃、広告宣伝費 等	①対象経費の1/4以内（限度額60万円※月額5万円×12ヶ月） ②対象経費の1/4以内（限度額120万円※家賃補助は月額5万円×12ヶ月を上限とする。）					
益田市産業活性化事業費補助金（仮称）	・販路開拓や商品開発等、新たな取り組みにチャレンジすることを目的に国、県、その他団体による補助制度を申し込んだ中小企業者等	詳細は益田市公式ウェブサイトをご確認ください。	詳細は益田市公式ウェブサイトをご確認ください。				随時	益田市産業支援センター

・大田市

名称	融資（助成）対象者	資金（助成金）使途	貸付（助成金）限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所（窓口官公庁）
----	-----------	-----------	-----------	------	------	--------	------	-----------------

<p>中小企業等活性化総合支援事業</p>	<p>大田市内に事業所等を有する中小事業者、その他団体等（市税を滞納していない者に限る）</p>	<p>①新商品開発チャレンジ支援事業 原材料等購入費、機械装置又は工具器具等の購入費、試作、改良、借用又は修繕に要する経費、外注加工費、技術指導受入れ費、検査費、研修費、旅費宿泊費（1名分）、会場使用料、デザイン委託費、デザイン購入費等</p> <p>②商品パッケージ改良支援事業 機械装置又は工具器具等の購入費、試作、改良、借用又は修繕に要する経費、広告宣伝費、外注加工費、技術指導受入れ費、デザイン委託費、デザイン購入費その他市長が特に必要と認める経費</p> <p>③販路開拓支援・販売促進支援事業 出展料、展示装飾、宣伝用印刷物のデザイン委託費、宣伝用印刷物のデザイン購入費、出品物運搬料、旅費宿泊費（1名分）通販サイト立ち上げ委託費その他市長が特に必要と認める経費</p> <p>④産業財産権取得支援事業 出願費用、弁理士費用、書類作成費、通信費、先行技術調査費その他市長が特に必要と認める経費</p> <p>⑤HACCP等導入支援事業 機械装置又は工具器具等の購入費、専門家委託費、研修費、設計費、工事費、旅費宿泊費（1名分）その他市長が特に必要と認める経費 （原則、民間団体によるHACCP認定取得に係る経費は対象外。ただし、食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成10年法律第59号）による指定認定機関が定める業界団体認証取得に係る経費は対象とする）</p> <p>⑥アナゴブランド化事業 原材料等購入費、会場使用料、通信運搬費、広告宣伝費、印刷製本費、旅費宿泊費（1名分）その他市</p>	<p>①2/3以内、限度額30万円 ②2/3以内、限度額20万円 ③2/3以内、限度額30万円 ④1/2以内、限度額15万円 ⑤1/2以内、限度額20万円 ⑥2/3以内、限度額10万円 ⑦1/2以内、限度額30万円 ⑧2/3以内、限度額30万円 ⑨1/2以内、限度額5万円</p>				<p>随時</p>	
-----------------------	--	--	--	--	--	--	-----------	--

		<p>長が特に必要と認める経費</p> <p>⑦地域未来牽引企業支援事業 謝金、旅費宿泊費その他市長が特に必要と認める経費</p> <p>⑧ブランド構築支援事業 研修費、通信運搬費、広告宣伝費、印刷製本費、会場使用料、旅費宿泊費（1名分）、デザイン委託費、デザイン購入費その他市長が特に必要と認める経費</p> <p>⑨外国人市内消費拡大支援事業 デザイン委託費、デザイン購入費、印刷製本費、翻訳費、備品購入費、広告宣伝費その他市長が特に必要と認める経費</p>						
大田市中小企業等経営持続支援金給付事業	<p>①大田市内に本店を有する中小企業基本法上の第2条第1項に規定する中小企業者</p> <p>②中小企業等共同組合法に規定する事業協同組合及び企業組合</p> <p>③特定非営利活動促進法に規定する特定非営利活動法人</p> <p>④一般社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に規定する公益社団法人又は公益財団法人</p> <p>⑤医療法人、社会福祉法人、学校法人又は農事組合法人</p> <p>⑥2021年1月以前より事業収入を得ており、今後も市内で1年以上事業継続の意思があること</p> <p>⑦令和3年1月～10月のいずれか一月の売上高が、前年又は前々年の同月比で30%以上減少しており、かつ比較する前年又は前々年の売上高が120万円以上であること</p>	左記①～⑦該当に係る事業支援	<p>①従業員0～4人 10万円</p> <p>②従業員5人以上 20万円</p> <p>※主たる業種が飲食業、宿泊業で感染症対策に取り組んでいる場合上記に10万円加算</p>					

・安来市

名称	融資（助成）対象者	資金（助成金）使途	貸付（助成金）限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 （窓口官公庁）
安来市中小企業設備貸与制度保証金補給金	市内事業所	（公財）しまね産業振興財団が実施する設備貸与制度を利用する際に支払った保証金	50万円（保証金の16%以内）				随時	安来市 （安来庁舎） やすぎ暮らし推進課

安来市中小企業融資制度 保証料補給金	市指定の制度融資を受けた市内 中小企業者等 ・小規模企業特別資金 ・小規模企業育成資金 ・一般資金 ・災害対策特別資金 ・災害復旧資金 ・経済変動等資金 ・セーフティネット資金 (新型コロナウイルス感染症対 応枠)		信用保証料の一部を助成 ・小規模企業特別資金（信用保 証料の3/7を助成） ・小規模企業育成資金（信用保 証料の3/7を助成） ・一般資金（信用保証料の1/2を 助成） ・災害対策特別資金 （信用保証料の3/10を助 成） ・災害復旧資金 （信用保証料の1/4を助成） ・経済変動等資金 （信用保証料の10/10を助 成） ・セーフティネット資金（新型 コロナウイルス感染症対応枠） （信用保証料の10/10を助 成） ※保証料分割払いの場合は、初 回支払い額について上記割合を 助成 上限20万円				保証料を支払った日以 降6月以内	安来市 （安来庁舎） やすぎ暮らし推進 課
-----------------------	---	--	---	--	--	--	---------------------	--------------------------------

・江津市

名称	融資（助成）対象者	資金（助成金）使途	貸付（助成金）限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 （窓口官公庁）
江津市産業 活性化+	設備貸与制度補 助金	・市内に事業所を有する法人 ・市内に住所を有し、かつ事業 を行う個人	（公財）しまね産業振興財団が 実施する設備貸与制度を利用す る際に支払った保証金	50万円（対象経費の2分の1 以内）			随時	江津市 商工観光課
	創業支援資金等 補助金		島根県中小企業制度融資要綱第 2条第3号の規定による創業者 支援資金を利用し、当該融資に 係る融資決定日の翌日から起算 して1年間支払った信用保証料	20万円（対象経費の2分の1 以内）				

文 援 事 業 補 助 金	新規開業資金等 補助金	株式会社日本政策金融公庫が行 う国民生活事業による新規開業 資金若しくは女性、若者/シニア 起業家資金若しくは新創業融資 制度による資金を利用し、当該 融資に係る融資決定日の翌日か ら起算して1年間に償還した利 子（繰上償還に係るものを含 み、遅延に係るものを除く。）	20万円（対象経費の2分の1 以内）					
江津市中小企業等競争力 強化支援事業補助金	・市内に主たる事業所又は事業 所を有する中小企業者 ・市内に住所を有する個人で あって、市内で新たに起業しよ うとする者	・新商品開発に要する経費 ・新規事業分野参入に要する経 費 ・販路開拓に要する経費	50万円（対象経費の2分の1 以内）				随時	江津市 商工観光課

・雲南市

名称	融資（助成）対象者	資金（助成金）使途	貸付（助成金）限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 （窓口官公庁）
雲 南 市 商 工 業 活 性 化 支 援 事 業	店舗改装費等補 助事業	市内商工業者	(A) 店舗、工場などの改修、新築 雇用の改善、集客力の向上を図 ることを目的とした店舗・工場 などの改装改築工事及び新築工 事 <市内商工業者> (B) 設備の改修、購入 雇用の改善、集客力の向上を図 ることを目的とした店舗・工場 などにおける設備の改修及び購 入	補助率（補助対象事業費） (A) 1/10（補助対象事業費 50万円以上） (B) 1/5（補助対象事業費 30万円円以上） 補助限度額 10万円			随時	雲南市商工振興課
	店舗家賃補助事 業	市内商工業者	創業期における工場、事務所、 店舗、研究所等を賃借する際の 賃借料に対する助成	補助率 1/2 補助限度額 12万円（6か月 以内に限定）				
	小規模事業者持 続化支援事業	市内商工業者	小規模事業者が次の①～③のい ずれかに取組むことにより、事 業の継続・安定化が図られると 認められる経費（国の持続化補 助金に準ずる）に対する補助 ①売上向上を図る事業 ②業務効率化（生産性向上）を 図る事業 ③事業承継を図る事業	補助率 1/2 補助限度額 20万円			5月下旬～6月中旬 （予定）	

雲南市中小企業信用保証料補助事業	市内商工業者	島根県が実施する島根県中小企業制度融資及び島根県信用保証協会が取り扱う小口追認保証制度「かなえ」借入の際に、島根県信用保証協会に支払った保証料を助成	補助率 10/10 補助限度額 (A)資金繰・運転資金に係る融資 10万円 (B)新規創業・設備投資に係る融資 20万円				随時	雲南市商工振興課
	中小企業信用保険法第2条第5項（セーフティネット）4号・5号もしくは同法第2条第6項（危機関連保証）による市の認定を受けた方	・島根県中小企業制度融資 ・島根県信用保証協会が取扱う一般の保証融資（一部を除く。）	補助率 10/10 補助限度額 (A)資金繰・運転資金に係る融資 20万円					
雲南市地域商業等支援事業	小売店等開業支援事業	【一般枠】 小売業・サービス業の開店予定者	【一般枠】 補助率 1/2以内 補助限度額 200万円（ただし、家賃は月額10万円かつ12か月分を上限）				随時	雲南市商工振興課
	買い物不便対策事業	■補助対象者 以下のうち、「住民の買い物不便対策に資する」「既存店舗の理解を得ている」と市町村が認めた事業者 A 飲食料品等小売業の開店予定者（事業承継を含む） B 中小企業の基準を超える飲食料品等小売業の開店予定者（開店のみ） C 事業を継続して営んでいる飲食料品等の小売業者	◆補助対象経費 対象者A 改修費、建築費、建物取得費、備品購入費、備品リース料、家賃、広告宣伝費 対象者B 改修費、建築費、建物取得費、備品購入費、備品リース料 対象者C 改修費、備品購入費、備品リース料	ソフト 1/4 ハード 1/4 上限1,000万円				
	移動販売・宅配支援事業	食料品等の移動販売・宅配事業を行う計画を有する又は既に行っている小売業者、商店街組織、商工団体等	A 移動販売・宅配に必要な車両及び設備の取得費 B 移動販売・宅配に必要な燃料費、車両維持費（車検代、修繕費）：年間経費が20万円を超えることが要件。 C POSシステム等レジ関連機器の購入又はリースに係る経費	【対象経費A】 ■補助率 1/2以内 ■補助限度額 1台あたり200万円 【対象経費B】 ■定額補助 1年目10万円/1台 2年目8万円/1台 3年目6万円/1台（3年を上限とする。） 【対象経費C】 補助対象経費の1/2以内（1台あたり20万円）				

	商業環境整備事業	雲南市内の組合・団体支援機関等	【一般枠】 街路灯、アーケード等、商業集積地における顧客利便性確保等のための共同利用施設整備に係る支援 【中心市街地活性化枠】 中心市街地活性化法における認定基本計画に位置づけられ、国の計画認定及び交付決定を受けている事業を支援 【地活枠】 国の商店街活性化事業で交付決定を受けている事業を支援	【一般枠】 補助率 1/2以内 補助限度額 1,000万円 【中心市街地活性化枠】 補助率 国補助対象経費の2/9 補助限度額 6,000万円 【地活枠】 補助率 国補助対象経費の2/9 補助限度額 1,000万円					
	地域流通拠点整備事業	市内において飲食料品等の仕入共同化のための拠点整備計画を有する事業者	施設設備の設置・取得・整備に要する経費	【一般枠】 補助率 1/2以内 補助限度額 200万円					
新 商 品 開 発 補 助 金 販 路	新商品開発支援	市内に主たる事業所を有する中小企業者等	新商品開発調査、技術開発研究、試作品の制作、先進地視察等	補助対象経費の1/2以内（上限60万円）				令和3年5月20日まで 6月上旬以降随時	雲南市商工振興課
	デザイン開発支援	市内に主たる事業所を有する中小企業者等	新商品又は既存商品のパッケージデザインの開発または改良に要する経費	補助対象経費の1/2以内（上限20万円）					
雲 南 市 企 業 人 材 確 保 支 援 事 業 交	企業人材確保支援事業	◆対象業種 次の1から3のいずれかに該当するもの 1. 建設業 2. 福祉・介護事業 3. 製造業、ソフト産業、宿泊業 ◆交付申請の条件 1. 市外からのUIターン者を雇入れた事業主 2. 正社員として3箇月勤務させた事業主 3. 入社支度金等を支給した事業主	人材不足業種を営む事業主に対して、UIターン者の採用時に支給された入社支度金等を助成	1. 交付金額：支給した入社支度金等の実費額 ①UIターン者1人あたり：上限10万円 ②子育て世帯の場合1世帯あたり：上限10万円加算 2. 人数上限：1事業主において年3人				随時	雲南市商工振興課

雲南市事業継続支援事業	事業継続支援支援事業給付金	<p>◆対象業種</p> <p>① 飲食・宿泊サービス・旅客運送業を営む事業者</p> <p>② ①以外の業種で令和2年度中に新型コロナ関連融資を受けるためセーフティネットの認定等を受けた事業者</p> <p>◆給付要件</p> <p>上記①または②の対象事業者で令和3年1月から3月のうち1ヶ月の売上が対前年または前々年の同月比で20%以上売上が減少した事業者</p>	なし	<p>・売上が20%以上50%未満減少 20万円</p> <p>・売上が50%以上減少 50万円</p> <p>給付加算</p> <p>・市内で複数店舗を営んでいる事業者 20万円</p> <p>・常時雇用従業員5人以上10人未満 10万円</p> <p>・常時雇用従業員10人以上 20万円</p>				令和3年4月1日から令和3年6月30日まで ※令和3年4月に専決	雲南市商工振興課
雲南進市消費喚起支援事業	消費喚起・販売促進活動支援事業	<p>◆対象業種</p> <p>市内に事業所を構える中小企業者及び飲食店営業、宿泊業の許可を受けて事業を行う事業者</p> <p>◆対象事業</p> <p>感染防止対策を徹底して実施する、業況回復のための消費喚起、販売促進活動等の事業</p>	<p>・謝金（講師、イベント等への芸能団体出演謝金等）</p> <p>・交通費（講師招聘、展示会等への出展に係る交通費（2人分まで））</p> <p>・景品等経費（事業費の1/4まで、地元産品に限る）</p> <p>・使用料、委託料、改修費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費等</p>	<p>補助率：対象経費（税抜額）の3/4以内</p> <p>① 1事業者での取り組み上限 20万円</p> <p>② 3事業者以上の任意団体での取り組み上限 70万円</p> <p>③ 3事業者以上の既存団体での取り組み上限 70万円</p>				令和3年4月1日から令和3年7月31日まで	雲南市商工振興課

・奥出雲町

名称	融資（助成）対象者	資金（助成金）使途	貸付（助成金）限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所（窓口官公庁）
奥出雲町 小売店等持続化支援事業	<p>ア 一般枠</p> <p>町内において、小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業又は娯楽業にかかる開店計画又は事業承継計画を有する中小企業者又は個人。</p> <p>イ 特別枠</p> <p>特別創業支援事業を受けた者、又は受けており修了前の者</p>	<p>ア 改修費、備品購入費、備品リース料、家賃、広告宣伝費</p> <p>イ 改修費、備品購入費、備品リース料、家賃、広告宣伝費、受講料、旅費</p>	<p>ア【改修費、備品購入費、備品リース料】</p> <p>補助対象経費の1/2以内</p> <p>【家賃、広告宣伝費】</p> <p>補助対象経費の1/2以内、限度額2,000千円</p> <p>（ただし、家賃は月額100千円かつ12月分を上限）</p> <p>イ【改修費、備品購入費、備品リース料】</p> <p>補助対象経費の1/2以内</p> <p>【家賃、広告宣伝費、受講料、旅費】</p> <p>補助対象経費の1/2以内</p> <p>限度額2,400千円</p> <p>（ただし家賃は月額100千円かつ12月分を上限）</p>				随時	奥出雲町 商工観光課 0854-54-2504

地域商業等支援事業	買い物不便対策事業	町内において、小売業に係る開店計画または事業継承を有する会社または個人	改修費、建築費、建物取得費、備品購入費、備品リース料、家賃、広告宣伝費	【改修費、建築費、建物取得費、備品購入費】 補助対象経費の1/2以内 【家賃、広告宣伝費】 補助対象経費の1/2以内、限度額10,000千円 (ただし、家賃は月額100千円かつ12月分を上限)					
	移動販売・宅配支援事業	町内の食料品・日用品の移動販売又は、宅配を行う中小企業者、組合、商工会議所、商工会、商工会連	ア 移動販売又は、宅配に必要な車両及び設備の取得費(20万円以上のものに限る) イ 移動販売又は、宅配の運営に要する燃料費、車検費用、修理費、備品購入費(冬用タイヤ等)。ただし、年間経費が200千円を超えることを要件とする。	ア 補助対象経費の1/2以内 限度額 1台あたり2,000千円 イ 1年目100千円/1台 2年目80千円/1台 3年目60千円/1台					
	商業環境整備事業	町内の中小企業者、組合、商工会議所、商工会、商工会連合会、個人又は法人格を持たない任意の団体であって組織・会計等に関する規約を有する商店街組織	施設設備の設置・取得・整備に要する経費 ただし、土地の取得・使用・造成・補償に要する経費、及び中小企業者又は個人単独の所有となる場合は補助対象外とする。	補助対象経費の1/2以内 限度額10,000千円					
奥出雲町産業創出支援事業	奥出雲産品リニューアル支援事業	首都圏等への販路拡大に取り組むため、商品デザイン等を改良する事業	旅費、試作開発費、印刷費、委託料、展示会出展料、その他町長が特別に必要と認める経費	・補助対象経費の2/3以内 上限50万円 ・事業費総額が10万円以上				令和2年6月26日(金)必着	奥出雲町 商工観光課 0854-54-2504
奥出雲町小規模事業者事業継続支援事業	引き続き1年以上同一事業を営む町内小規模事業者 ■ 小規模事業者とは (1) 卸売業・小売業 常時使用する従業員の数が5人以下をいう。 (2) サービス業(宿泊業・娯楽業以外) 常時使用する従業員の数が5人以下をいう。 (3) サービス業のうち宿泊業・娯楽業 常時使用する従業員の数が20人以下をいう。 (4) 製造業その他 常時使用する従業員の数が20人以下をいう。	地域経済の活性化、雇用機会と地域コミュニティ機能の維持を図るため実施する事業継続事業 ①売上維持を図る事業 ②経費削減を図る事業 ③雇用維持を図る事業 ④その他町長が適当と認める事業 ・備品・設備購入費 ・店舗改装費 ・修繕費 ・その他町長が認める経費	・補助対象経費の2/3以内の額 上限20万円 ・事業費総額が10万円以上				随時	奥出雲町 商工観光課 0854-54-2504	

<p>起業・創業等中小企業制度融資信用保証料補助金</p>	<p>(1) 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する中小企業者 (2) 前条に規定する資金の融資対象者で、町内に住所又は所在地を有し、かつ、町内で事業を営んでいる者</p>	<p>起業・創業を支援するため、設備資金に係る信用保証料を補給する。 商工業者の利用率が高い小口追認保証制度の設備整備に係る信用保証料を補給し、設備投資を促す。 補助対象となる信用保証料は一括支払分又は分割支払初回分に限る。</p> <table border="1" data-bbox="795 527 1142 716"> <thead> <tr> <th colspan="2">資金・制度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>島根県中小企業制度融資</td> <td>創業者支援資金</td> </tr> <tr> <td>島根県信用保証協会</td> <td>小口追認保証制度「かなえ」</td> </tr> </tbody> </table>	資金・制度		島根県中小企業制度融資	創業者支援資金	島根県信用保証協会	小口追認保証制度「かなえ」	<p>信用保証協会の信用保証を受け、補助対象者が支払った保証料に対し、その2分の1とする。 補助対象者が同一会計年度中に受けられる補助金の上限 【島根県中小企業制度融資】 ・創業者支援資金 20万円 【島根県信用保証協会】 ・小口追認保証制度「かなえ」 10万円</p>				<p>随時</p>	<p>奥出雲町 商工観光課 0854-54-2504</p>
資金・制度														
島根県中小企業制度融資	創業者支援資金													
島根県信用保証協会	小口追認保証制度「かなえ」													
<p>奥出雲町小規模事業者経営改善資金利子補給金</p>	<p>次の各号のいずれにも該当する者とする。 (1) 町内に事業所を有し、同一事業を引き続き1年以上営む者 (2) 町税を完納している者町税及び町に対する債務の滞納のないこと。 (3) この要綱の施行日以降に、奥出雲町商工会（以下「商工会」という。）の長の推薦を受け、設備資金を目的として借り入れたマル経融資を利用した者 ※設備資金の対象設備は、原則として町内事業者又は町内事業者を介しての購入若しくは施工によるもので、町内に設置されるものとする。</p>	<p>利子補給金の額は、融資総額のうち融資実行日の翌日から起算して10年以内の返済額を対象とする。</p>	<p>補助率2/3 （補助金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）</p>				<p>随時</p>	<p>奥出雲町 商工観光課 0854-54-2504</p>						

・美郷町

名称	融資（助成）対象者	資金（助成金）使途	貸付（助成金）限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所（窓口官公庁）
<p>美郷町地域商工業等支援事業費補助金（商工業持続化支援事業：持続化支援枠）</p>	<p>商工業機能の維持や異業種参入などの商工業の新たな仕組みづくりを目的とし、次の業種に該当する者。 建設業（異業種参入の場合）、製造業、卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、サービス業（他に分類されないもの）</p>	<p>改修費、建築費、建物取得費、備品購入費、備品リース料</p>	<p>500千円</p>					<p>美郷町役場産業振興課</p>

中小企業金融のご相談、窓口は

機関名	所在地	連絡先
日本政策金融公庫 松江支店 中小企業事業	松江市殿町111番地 (松江センチュリービル7階)	TEL 0852-21-0110 FAX 0852-21-6654
日本政策金融公庫 松江支店 国民生活事業	松江市殿町111番地 (松江センチュリービル2階)	TEL 0852-23-2651 FAX 0852-24-4616
日本政策金融公庫 浜田支店 国民生活事業	浜田市殿町82番地7	TEL 0855-22-2835 FAX 0855-22-7632
株式会社商工組合中央金庫 松江支店	松江市殿町210番地	TEL 0852-23-3131 FAX 0852-27-1199
株式会社商工組合中央金庫 浜田営業所	浜田市竹迫町2886番地 (山陰中央新報西部本社ビル4階)	TEL 0855-23-3033 FAX 0855-22-2215
島根県商工労働部中小企業課	松江市殿町1番地	TEL 0852-22-5883 FAX 0852-22-5781
島根県信用保証協会 本店	松江市殿町105番地	TEL 0852-21-0561 FAX 0852-22-2707
島根県信用保証協会 出雲支店	出雲市大津新崎町2丁目24番地	TEL 0853-21-4998 FAX 0853-21-4858
島根県信用保証協会 浜田支店	浜田市殿町83番地50	TEL 0855-22-0833 FAX 0855-22-3309
島根県信用保証協会 益田支店	益田市あけぼの本町10番地6	TEL 0856-22-4567 FAX 0856-22-4568
公益財団法人しまね産業振興財団	松江市北陵町1番地 (テクノアークしまね内)	TEL 0852-60-5110 FAX 0852-60-5105
公益財団法人しまね産業振興財団 石見事務所	浜田市相生町1391-8 (シティパルク浜田2階)	TEL 0855-24-9301 FAX 0855-22-0577